

增補第十貳版

實業教育  
商業撮要  
上卷

大阪商業學校校長 平沼淑郎君序  
京都商業學校論 井手力之助君編

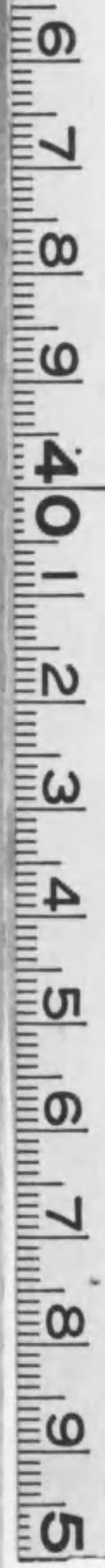
發賣 田中文求堂  
書肆 松村文海堂

225  
684

特17-464



\*1200800180903\*



始





特 17

465  
464

商業撮要目録

○第一篇

第一章 商業及商人

第一節 商業

第三節 商人

第二章 商業帳簿

第三章 商號及商標

第一節 商號

第四章 度量衡

第一節 度量器

第三節 衡器

前

明治  
37 3 24

内交

九頁

十五頁

二十頁

商業撮要 目録

第四節 度量衡の取締

一



第五章 印紙税

三十四頁

第六章 通信

三十九頁

第一節 郵便

第二節 電信

○第二篇

第一章 送金

七十一頁

第一節 郵便爲替

第二節 銀行爲替

第二章 運送

九十頁

第一節 小包郵便

第二節 陸上運送

第三節 海上運送

第三章 倉庫

百卅四頁

第四章 保險

百四十六頁

第一節 損害保險

第二節 生命保險

實業教育 商業撮要上卷

井手力之助編纂

第一編

第一章 商業及商人

第一節 商業

○商業は品物の有無を相通じ世に便益を與ふる貴き營業なり

品物の有無を相通ずとは餘分の物品を相交換するを曰ふ例へば農夫が餘分の穀物を賣りて木綿製造人より其の剩餘の木綿を買入るゝが如し若し此の農夫及製造人の間に交換の行はれざるときは雙方に有する餘分の品物は不必要となるべし然れども此等餘



分の穀物と剩餘の木綿との間に交換の行はるゝときは農夫及製造人は共に便利を得利益を得べし又山城の茶を東京に販ぎ臺灣の砂糖を大阪に賣り其の他我國の生絲を米國に輸出し印度より綿を輸入するが如きも是れ彼我の有無を相通するものにして之を爲すは即商業なり今日我等が内國各地の産物は勿論遠く西洋諸國の物品をも買ふことを得て大に満足し又自家の製造品を能く百里の外千里の遠きに賣捌き已れば安心して其の業に専らなることを得るが如きも一に商業の賜なりと謂ふべし實に商業は各人の幸福を増し世に利益を與ふる者にして其の効は決して農業工業に劣らざるなり昔は農は國の本なりと稱して商業を賤みしか今日より見れば商業こそ國を富ます貴き營業と謂ふを得べし學者商業を説明し商業は貨物の形質を變ずることなくして之れ

を轉換する營業なりと曰へり貨物を轉換するとは物品を賣買交換して以て其の疏通を圖ることをいひて總に此の書が商業は品物の有無を相通する營業なりと曰へるも畢竟此の意味を言ひ換へて平易にしたるまでなり 此の貨物の轉換をなす處の商業は最通例にして最も多しと雖尙他に此等貨物の轉換を補助し若くは容易ならしむる商業あり學者之れを補助商業と稱し前者を固有商業と曰へり 補助商業は例へば銀行業運送業保險業倉庫業等の如きものにて孰れも固有商業に便利を與ふるものとす而して彼の世人の媒介商業と曰へるもの即問屋業仲立業運送取扱業の如きは畢竟他人間の商取引を媒介周旋して手数料を收得する營業なれば所謂補助商業の一種なりと知るべし  
以上商業の意義は古來産業を農、製造及商の三種に分類すること



言ひ換へば商は農及製造に對立して産業の一種たりとの趣意より割り出したるに外ならず 然るに今日商法にて商業と曰へば別段の意義を有し此の産業上より觀たる商業の外に製造其の他の營業をも含せしめをれりされば商法の所謂商業なるものは其の範圍極めて廣きものと謂ふべきなり

### 第二節 商業の種類

○商業の主なる種類は物品販賣業、代理業、仲立業、問屋業、運送取扱業、運送業、倉庫業、保險業、銀行業是れなり

#### (一) 物品販賣業

○物品販賣業には卸賣商、仲買商、小賣商の別ありて最も多く見る所の商業なり

卸賣商は通例は商品をば農業者、製造業者等より仕入れて之れを

明治廿九年  
營業稅  
法第廿九條

小賣商又は仲買商等に卸賣を爲すもの又仲買商は卸賣商より仕入れたる商品を小賣商に販賣し而して小賣商は卸賣商若くは仲買商より品物を仕入れて之れを消費者に販賣するものなり 此の如くに孰れも皆等しく物品の販賣を業とするものなれば營業稅法にても此等を一括して物品販賣業と稱せり

#### (二) 代理業

商法第三  
十六條以  
下

○代理業とは或る定まりたる商人の委任を受けて其の商業の代理を爲す所の營業を曰ひ之れを行ふ商人と代理商と稱す

世間に某生命保險株式會社代理店などと稱するものは此の代理商業の一例なり代理商人は委任商店より手数料を受けて委任商店の爲に商取引の代理又は媒介を爲すを業務とするものにて所



謂常囑の代理人なりされば仲立人の如き一時限りの媒介人とは其の趣異なるべく又此の代理商は委任商の命令を受け其の商業を補助する者なりと雖<sup>ニ</sup>全く獨立せる一個の商人なれば彼の手代番頭支配人等の如き雇傭人とは大に其の性質を異にするものなり

(三) 仲立業

○仲立業とは他人間に介して賣買其の他の商取引の周旋をなして手数料を受くる商業を曰ひ其の營業者を仲立人と稱す

仲立人は他人間の商行為の媒介を爲すのみにて決して孰れの代理をもなさないるなり 畢竟仲立業は唯商行為の取結びを容易ならしめ又後日の紛争を豫防せん爲に確實に媒介を爲すに止まる

商法第三  
百五條

ものとす 是れ即仲立人が代理商と性質を異にせる所なり現今仲立業の種類は未<sup>ダ</sup>多からずと雖追々には金錢貸借仲立業、公債証書其の他の有價証券仲立業、手形仲立業、保險仲立業等を營む者生ずるに至るべし 今日取引所にて競賣買をなす所の仲買人と稱する者の如きも此の仲立業の一種なりとす

(四) 問屋業

○問屋は手数料を受けて他人の爲に物品の販賣をなし又は買ひ入れを爲す營業なり 通例委託販賣又は買付委託と稱するものは是れなり

問屋に荷主の委託を受けて商品の賣り捌きをなすものと他人の依頼に因りて物品の買ひ付けをなす者との二種あり委託販賣、買付委託是れなり 其の委託者より委託をなすに當りて豫<sup>メ</sup>直段を指圖して其の直段にて賣り捌き又は買ひ入るべきことを命ずる

商法第三  
百十三條



ことあり之れを指直注文と曰ふ又此の指直をなさずして總て問屋に一任して其の時の成行相場にて賣り捌き方若くは買ひ入方を依頼することあり之れを成行委託と曰ふ

〔五〕 運送取扱業

○運送取扱業は手数料を受けて旅客并に貨物の運送の取次を爲す營業なり

運送取扱業は從來運送問屋并に回漕問屋と稱せるものにして荷主又は旅客の委託を受けて鐵道會社又は汽船會社に對して運送の取次を爲す商業なり

〔六〕 運送業

○運送業とは運賃を受けて旅客并に貨物の運送をなす商業と曰ふ 馬車會社、鐵道會社等は運送業者の主なり

商法第三  
百二十一  
條

商法第三  
百二十一  
條

ものなり

運送に二種あり陸上運送海上運送是れなり陸上運送は陸地又は湖川港灣内を其の運送の道筋と爲し其の運送具には車、馬、汽車、小舟等を用うる運送なり而して海上運送と曰へば航海の用に供する汽船其の他の船舶を以て運送具と爲せる場合に限るものなることは商法の定むる所なり彼の航海運送又は海商と稱するもの即是れなり

商法第五  
百三十八  
條

〔七〕 倉庫業

○倉庫業は荷主より貨物の寄託を受け之れを自己の倉庫に保管し保管料を收むる營業なり

倉庫業をば個人にて營めるものあり會社の業務として爲せるものあり其の會社組織のものは之れを倉庫會社と稱す

商法第三  
百五十七  
條



〔八〕 保險業

商法第三  
百八十四  
條以下

○夫れ不慮の禍に罹りて種々の損害を受くることあるは人世に免るべからざることなり例へば火災に因りて住家を焼失せしめ又は病氣の爲に生命を喪ふことあるが如し即此等不幸に因りて蒙りたる損害を補償する仕組を保險と稱し此の保險の取引を業務とせるものを保險營業者とは曰ふなり

保險に營利保險と相互保險との二種あり營利保險とは一定の保險料を受けて或る危險の發生に對し保險を爲さんことを約するを曰ひ相互保險とは多數の人々相集り其の一人が危難に遭ひて損害を蒙りたるときは醵金して救済することを約するを曰ふ即

保險業法  
第一條第  
二條第二十  
六條第二十  
八條第二十

相互保險は一團體となりたる人々が相互に保險する仕組なるが故に商業にあらざるを通例とす然れども此の相互保險にして社員以外の人々の保險をも引受くるものなきにあらす即此の場合にまさしく一種の保險營業なれば必保險業法に従いて其の業務を營まざるべからず 保險業法の定むる所に據れば保險事業は資本金拾萬圓以上の株式會社又は基金拾萬圓以上の相互會社にあらざれば營むことを得ざるなり且孰れにしても保險事業を營なむには官の免許を受くることを要する定なり

〔九〕 銀行業

○銀行は金銭の融通を本業とす即金銭を一方に預りて他方に貸付くる營業なり

銀行は金銭の貸借を媒介する融通の機關なり金銭を餘りある所



に低利を以て集め幾分高き利率にて之れを入用の人に致し其の利率の差額をば自己の収益となしつゝ金融の圓滑をはかるものなり此の銀行營業を爲すものも亦官の認許を受くべき成規なり

### 第三節 商人

○商人とは商行爲を營業とする人を曰ふ

商行爲とは例令ば賣買運送及其の他各種の商取引を曰ふ さて商人は營利の目的を以て連續して商行を行ふ者即商行爲を常業となせるものなれば彼の慈善會にて物品の販賣をなし若くは商業學校の生徒等が見習の爲に一時の行商をなすが如きは畢竟一時限のことにて常業としてなすにあらず又世人が貯蓄の目的を以て公債証書、株券、土地等を買入るゝが如きも營利の爲と謂ふ

○商人に大商人小商人の別あり

べからざるが故に此等の事をなす人は孰れも商人と曰ふことを得ざるなり 又たとへ商行爲を常業としても自己の名を以て營まざるときは是れ亦商人と曰ふべからず例令ば支配人番頭并に手代等は主人の名義にて商業を營なむものなるを以て獨立したる商人と看ざるが如し是を以て商法にも商人とは自己の名を以て商行爲を爲すを業とするものを曰ふと規定せられたり

小商人は戸戸に就き或は道路にて物を販賣する者又は五百圓未満の小資本を以て營業する商人を曰ひ大商人とは其れより上の商人を指せるなり 我が商法に據れば小商人は商業登記、商號及商業帳簿に關する規則に従ふことを要せざる定なり是れ小額の資本を以て商業を營み或は僅々一人の肩に依りて些少の物品を



行商し其の他路傍に佇立し通行人を相手とする小商人輩をして  
嚴密なる商法の規定を悉く遵守せしめむことは到底爲し能はざ  
ることなればなり

#### 第四節 商業使用人

○商業使用人とは商人の營業を補助する雇人を曰ふ

商法第二  
十九條三  
十三條三  
十四條

商業使用人に種々あり支配人、番頭、手代其の他の使用  
人は是れなり

手廣く營業する商人は逆も自己一人の力を以て其の商業に屬す  
る百般の行爲を辨じ得べきものにあらず必や幾多の助手を要す  
べし彼の大にしては數十人は愚か數百人數千人の雇人を其の本  
店又は支店に使役し盛に商業を營めるものあるは人々の常に實

見する所なり此等の助手は所謂商業使用人なるものなり

支配人は常に商業主人の本店又は支店にありて其の商業上なら  
ば一切の事柄に就き主人の代理を爲し得るものなり例へば主人  
の營業に關して取引先と契約を取結び仲裁を受け和解を爲し又  
は辯護士に訴訟事件の委任をも爲し得る類なり殊に支配人は番  
頭手代其の他の使用人を撰任し又は解任し得るの權能をも有す  
るものなりとす 番頭及手代は支配人の如くに一切の事柄に就  
き代理を爲す權能なしと雖其の商業主人より特に委任されたる  
事柄に就いては主人の代理を爲し得るものなり例へば仕入方注  
文係、倉番、帳場集金係等となりて主人の營業に従事するが如し尤  
此等分掌内の事柄に就き番頭手代の爲したることは主人の責任  
となるべきは勿論なり 其の他の使用人とは書記、丁稚、小僧、若者、



下働等の總稱なり 此等の雇人等は支配人等の手足となり機械と爲りて行動し營業上にありて主人の代理を爲さざるを通例とす即代理の權なく唯勞務を爲すに過ぎざるものなり

商法第三  
第十一條同  
第九條同  
第十一條

○商業主人が支配人を撰任し又は解任したるときは之れを置きたる本店又は支店の所在地にて區裁判所の帳簿に登記を受くることを要す

區裁判所には商業登記簿を備付け置き登記を、出願するものあらば之れを記入す其の記入を登記と曰ふ此の登記簿は何人も閱覽し得べく殊に登記したるときは官報并に新聞紙に公告せらるべき筈なるを以て一度之れに登録せられたる事項は一般の人が知りたるものと看做さるゝ定なり 此の支配人を撰任し又は解任したる場合に必其の登記を受くべき所以は前述の如くに支配人

の職務は甚重大にして主人と同様に總ての事柄をなし得るものなれば其の撰任及解任を一般の人々に知しむることは最も必要なればなり左に支配人登記申請者の書式を示すべし

支配人登記申請書

一 支配人ノ氏名住所	京都市堀川通錦小路上ル四防堀川町一番地	源 忠 作
一 主人ノ氏名住所	京都市烏丸通五條上ル鍵屋町二番地	藤原忠兵衛
一 主人ノ營業	綿布及綿絲ノ販賣	
一 支配人ノ用ウベキ商號	藤原商店	
一 支配人ヲ置キタル場所	京都市烏丸通五條上ル鍵屋町二番地	
右登記相成度此段申請候也		
明治三十六年二月十六日	京都市烏丸通五條上ル鍵屋町二番地	藤原忠兵衛
京都區裁判所御中		

### 第二章 商業帳簿

○商業帳簿は商人が其の爲したる取引をば記憶の爲に



## 記入する簿冊なり

十

商人は今日に仕入れたる商品を今日に悉く賣り盡くすものにあらずして其の仕入品の未賣り上げを終らざる前に更に後品の仕入をなすは普通の状態なり。而して掛け賣をなすことあり内拂を受くることあり又仕入元より品物を請取ることあり支拂をなすあり其の取引の錯雑なる一々之を記憶する能はざるものとす。然れども詳細に之を帳簿に記入し置くときは假令多くの年月を経とも取引の模様は明らかにして若し後日取引先と間違を生ずることありとも帳簿に據りて明亮ならしむることを得べし。又帳簿に精確なる記入をなし置くときは容易に其の商業の損益を知り後日の方針を定むることを得るの便益あり實に帳簿は商人の爲には無上に大切なるものと謂ふべし。

商法第二十五條

## ○商業帳簿の主なるものは日記帳、財産目録、貸借對照表なり

日記帳は日々に取り扱ひたる取引、他人になしたる貸借、受け取りたる商品、渡したる貨物、支拂金、受取金を明亮に記入するものとす。されど小賣の取引にありては一々之れを記入せんは随分繁雜なるを以て日々の賣上高を纏めて現金賣と懸賣とに分類して記入すれば定るべく又家事の費用は一ヶ月毎に其の總額を記載すればよろしき規定なり。財産目録は其の商人の不動産(地所、建物等)動産(金、銀、公債証書、器具類等)債權其の他の財産を實價に見積りて記入し且債務(負債)をも詳細に記入する帳簿なり。貸借對照表は一目して其の商人の財産の有様を知るに便ならしめん爲に財産を貸方と借方とに分割し相對照して記載するものとす。されば貸

商法第二十六條



借對照表は財産目録の摘要なりと知るべし 此の財産目録及貸借對照表は開業の時及其の後毎一年に必調製すべきものにして若し一年に二回以上利益の配當を爲す會社にありては其の都度之れを造るべき規定なり 又通例は右三種の帳簿の外に元帳をも備ふるものとす元帳は日記帳より轉記する帳簿にして資本現金、商品、各取引先等の口取を設け日々の取引を部類に分ちて記入するなり此れに依りて容易に財産の状態並に損益を知るを得べく又之れを概括して財産目録等を作るにも甚便利なりとす

以上は簿記式の帳簿に就いて説明したるものなり然れども法律に據れば必しも簿記式を用ゐることを要せずして舊來の大福帳、當座帳、疊帳等の式に依るも少しも差支へなし要は商法の趣旨に従ひて日々の取引並に財産の状態を順序正しく記載すれば足るものと知るべし

○商人は其の商業帳簿及其の營業に關する信書をば尠くとも十年間は保存せんことを要すべし

商業帳簿及其の營業上の信書は其の商人の爲したる取引をば事後に判明ならしめん爲には有力なる證據物にして此れに據りて商業上に生じたる紛争を決することを得べし特に破産の場合に其の商人の財産の模様を知らんには商業帳簿は最も必要なりと謂ふべし故に商法は商人に其の帳簿をば閉鎖の時より起算して十年間は保存すべき義務を負はしめをれり

此の如くに商業帳簿は商人の爲には實に大切なるものにして従ひて種々の秘密なる事柄をも記入せるを通例とするが故に是れを披見するときは容易に其の商人の花主、買出元並に資金運轉の模様等を窺ひ知ることを得べし 今若し此等の事項にして人に知らるゝときは忽ち營業上の利益を害せらるゝは勿論、時には大に其の商人の信用にも關係すべし故に假令裁判官又は稅務吏も雖特に法律にて許されたる場合の外は妄に商人に對して其の帳簿の差出又は披見を強ゆる權力なきものとす

今左に明治二十六年大藏省令第七號銀行條例施行細則に示せる財産目録并に貸借表の書式を掲げて參考に供す



(備考) 現行商法にては財産目録を有利義務の明細表とせざるを以て同様に據れば財産目録、今一層詳細なる科目に列挙するを要し且債務の總てをも掲ぐべきものなりと信す

種類	摘要	金額
貸付金証書	三三三三三	100,000.00
當座預金	三三三三三	100,000.00
割引手形	三三三三三	100,000.00
當座預金	三三三三三	100,000.00
他店債証券	三三三三三	100,000.00
其他店債証券	三三三三三	100,000.00
營業用土地	三三三三三	100,000.00
營業用家作土庫	三三三三三	100,000.00
營業用什器	三三三三三	100,000.00
未済資本金	三三三三三	100,000.00
繰込済資本金	三三三三三	100,000.00
貸付金	三三三三三	100,000.00
合計		1,000,000.00

産財目録 (第十一號式)

資産	金額	負債	金額
貸付金	100,000.00	定期預金	100,000.00
當座預金	100,000.00	當座預金	100,000.00
割引手形	100,000.00	支拂送金手形	100,000.00
當座預金	100,000.00	其他店債証券	100,000.00
他店債証券	100,000.00	實收資本	100,000.00
其他店債証券	100,000.00	立本	100,000.00
營業用土地	100,000.00	利益	100,000.00
營業用家作土庫	100,000.00	合計	1,000,000.00
營業用什器	100,000.00		
未済資本金	100,000.00		
繰込済資本金	100,000.00		
合計	1,000,000.00		

第何期貸借対照表 (第九號式)

### 第三章 商號及商標

#### 第一節 商號

商法第十  
六條

○商人は商業上にて自家を表示する爲に商號を用う  
 商號には營業者の氏若くは氏名を用ゐ又其の多くは  
 屋號を以てせり 假令は岩谷商會、越後屋、大丸と曰ふ  
 が如し

夫れ花主は商號を信用して物品の買入をなすなり例令ば呉服類  
 ならば越後屋にて買ふべしと云ふが如し而して其の信用は其の  
 商店が數十年の正直と勉強とによりて得たるものなり故に商人  
 は適宜の商號を設け其の看板は勿論尙其の商店を表示するもの  
 には必ず之を付け以て其の商號の信用を世上に高めざる可らず



高法第二十  
九條第二  
十條

○商號は區裁判所の帳簿に登記を受くるときは専用の  
權あり

商業登記簿に商號の登記を受けたるときは其の部類の營業に付  
一地方區域内を限り己れ一人之を専用し他人の之を使用する事  
を許さざることを得べし 假令ば吳服商店として越後屋なる商  
號を東京區裁判所にて登記を受けたるときは東京市内に於て他  
の吳服商は最早越後屋と曰ふ商號を用ゐることを得ざるの類な  
り 茲に於て越後屋は益丹誠を込めて其の信用を高めても他人  
は其商號を利用し近邊に同一商號なる吳服店を設けて利を貪る  
ことを得ざるなり萬一にも斯の如き商店の生じたるときは越後  
屋は自己の利益を害するものとして之を差止むることを得べし

五圓

商號登記申請書

商號種類 天賞堂

營業種類 時計及寶玉類貴金屬及美術品ノ販賣

營業所 東京市京橋區尾張町二丁目十六番地

商號所有者ノ氏名住所 前同所 江澤金五郎

右登記相成度此段申請候也

明治三十二年二月廿五日

東京區裁判所御申

東京市京橋區尾張町二丁目十六番地

江澤金五郎

第二節 商標

明治三十  
二年商標  
法

○自己の商品たることを標示する爲に其の商品に圖形  
又は字體を付す之れを商標と曰ふ  
例へば近藤利兵衛製造の葡萄酒に蜂の圖畫を付し下  
村正兵衛の商品に犬の字形を付するが如し

商標が購客の信用を引くに功あるは商號と相同し故に商人は商  
標を定めて之れを商品に貼付し益其の品物を精撰して其の商標



の信用を益さんとするなり 然るに奸商あり其の好評あるを奇貨として模造品を製造し妄に同一の商標を付することあらんか一般の購客は爲に欺かれ模造者は一攫千金の利益を得て正品の製造人の利益は大に減殺せらるべし殊に模造品は通例眞正品より劣等の物なるを以て爲に眞正品の評判を悪くするに至るべしされば此の如き奸策を防壓し以て眞正の製造人を保護すること は産業の奨励上甚必要なり是れ政府にて商標條例を設けて専用を許せる所以なりとす 商號と商標とは相混すべからず其の差異を示さんに商號は商店に付する目印なり例へば高島屋と云へば飯田某の事をいふなり之れに反して商標は商品に附するなり 正宗の商標を付したる酒は何某の造酒を指すなり商標は世の信用を得るときは之れを銘柄めいざらとなし各人は其の銘柄によりて取引

をなすに至るべし例へば印の鹽何百俵賣買せんといふが如し  
○商標は農商務省の登録を受くるときは二十ヶ年間専用することを得べく又満期後は更に其の商標の續用を願ひ出づることを得べし

農商務省には登録原簿を具へて商標の登録を出願するものあるときは審査の上之れを許可し其の登録原簿に登録して登録證を下付すべし然るときは其の商人は登録の日より二十ヶ年間專用の權を有して最早他人は全國何處にありても同一又は類似の商標を同一種類の商品に付する事を得ざるものとす若し之れを犯すものあるときは重き刑に處せられ且商標主に損害を賠償せざるべからず之れに因りて模造品を製して他人の商標を濫用するものなく商標主は益勉強して商品の改善を圖り其の得たる好評は



自己獨之を専らにするを得べし

明治三十二年商標法第七條 商標ノ登録ヲ受ケントスル者ハ一商標毎ニ其  
 商標ヲ付スベキ商品ヲ明記シ見本ヲ添ヘ特許局長ニ出願スベシ  
 同第十三條 商標ノ登録ヲ受ケル者ハ一商標ニ付商品一類毎ニ商標料金參  
 拾圓ヲ納ムベシ續用ノ登録ニ付テモ亦同ジ  
 同第十四條 特許局ハ商標公報ヲ發行シ商標登録ニ關スル必要事項ヲ公示  
 スベシ

明治廿四年三月法第三號

### 第四章 度量衡

#### 第一節 度量器 一名尺

○度量器は物の長短、廣狹を度る器にして或は之れを用ゐて土地、家屋の高さ、水の淺深、道の距離を度る等其の用方甚と廣し

○度量器は金屬、象牙、骨、竹、木等にて造る

度量衡法 第四條

○度量器に鯨尺と曲尺とあり曲尺は鯨尺より短くして曲尺の一尺は鯨尺の八寸と長さ相同じ故に鯨尺の一尺は曲尺の一尺二寸五分に當る割合なり

○鯨尺は布帛を度るときのみ之を用ゐ曲尺は布帛以外の物即ち材木、道路、土地等を度るに用う

(イ) 度の命位

度量衡法 第三條

○尺を基本とし其の十分の一を寸、寸の十分の一を分、分の十分の一を厘、厘の十分の一を毛といふ尺の十倍は之を丈といふ

從來商業上の習慣之を商習慣といふによれば反匹といふ名稱あり其尺は土地によりて同じからずと雖通例一反は二丈六尺、二丈八尺或は三丈なり又一匹は二反なり



〔ロ〕距離尺の命位

○六尺を一間、六十間を一町、三十六町を一里といふ

〔ハ〕地積の命位

○六尺平方を一步或は一坪といひ、三十歩を一畝、十畝を一反、十反を一町といふ

一步の十分の一を一合、一合の十分の一を勺といふ

物の體積を計るときに立方尺、立方間、坪と稱ふる名稱あり、一立方尺とは長さ一尺、高さ一尺、廣さ一尺ある物をいふ

一立方間とは長高廣とも各一間あるをいふ、一坪とは一立方間のことなり

故に例へば土五十坪と云へば其積量一立方間の五十倍なり

第二節 量器 一名 楬

○楬は米、麥、豆等の穀物又は酒、油、醬油、水藥等の流動物を量る器なり

〔一〕量の命位

○升を以て基本とし、其の十分の一を一合と云ひ、一合の十分の一を一勺といふ  
又十升を一斗と云ひ、十斗を一石といふ

〔二〕楬の種類

○楬に方形、圓形の二種あり、且金屬、木材、玻璃等を以て造れるものあり、と雖商業に普通用うるものは方形にして、木材製のものとす

○普通用うる方形の楬に大小九種あり、五勺、一合、二合、五



勺、五合、一升、二升、五升、一斗是れなり

度量衡の規則に據れば、楨に圓形のもの、方形のものとの二種あり、圓形のものには金屬、鐵葉、木材、玻璃を以て造る、是れ醫師、藥劑師等が用うるものなり

方形の楨は通常商家に用うるものにして、檜、榿、銀杏、姫子松を以て造る、此の如く物質を定めたる所以は、後日に至り狂ひの生せんことを恐れてなり

〔三〕斗概 俗に楨かきと云ふ

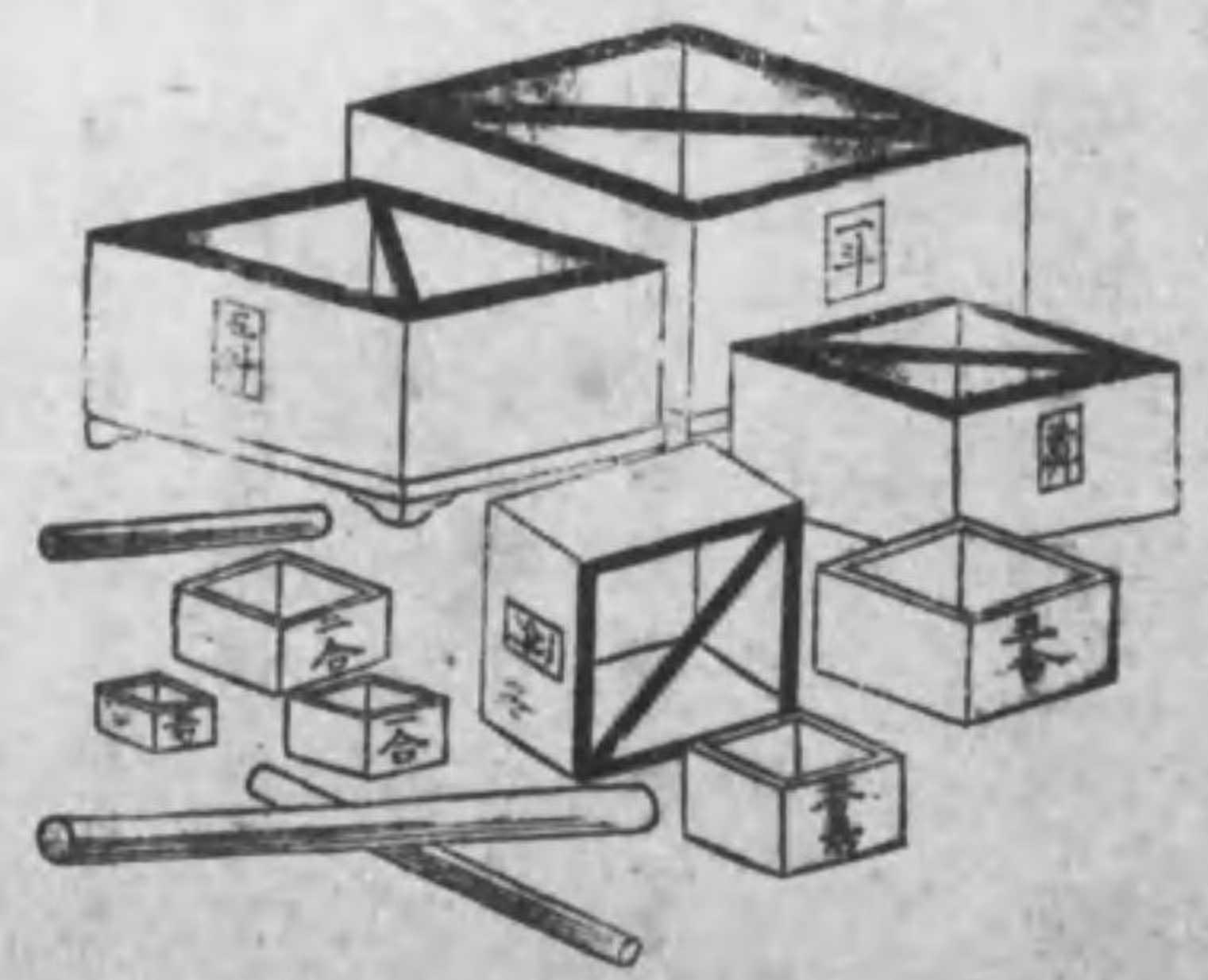
○斗概に大中小あり、圓形のもの、方形のものとの二種あり、造す小は二合五勺以下の楨に用ゐる、中は五合以上二升以下の楨に用ゐる、大は五升及び一斗の楨に用ゐる

楨

形状	物質	種類	寸法	容積
方	檜、榿、銀杏、姫子松	五勺	一六、〇〇 <small>寸</small>	三三、三三 <small>立升</small>
		一合	二二、〇〇	六六、六六
		二合	三六、六六	一三三、三三
		二合五勺	三〇、五〇	一六六、六六
		五合	三九、〇〇	一六六、六六
		一升	四九、〇〇	二六六、六六
		二升	六一、〇〇	五三三、三三
		五升	八三、〇〇	一三三三、三三
		一斗	一〇五、〇〇	二六六六、六六

斗概

形状	物質	種類	寸法	法
圓	木	小	自五勺至二合五勺	徑七 <small>分</small> 、長サ四〇 <small>分</small>
		中	自五合至二升	一〇、七〇
		大	自五升至一斗	一〇、一二〇





第三節 衡器 一名秤—又權衡と曰ふ

○衡器は諸物の重量を秤るに用う

〔イ〕秤の命位

○貫を以て基本となし其の十分の一を百匁、百分の一を十匁といひ又一匁の十分の一を一分、一分の十分の一を一厘、一厘の十分の一を一毛といふ

又斤といふ名稱あり現今は百六十匁を以て一斤とする規則なり 然れども品物によりては二百三十匁砂糖類二百匁、百二十匁英一ポンドを一斤とする習慣あり

又通俗に一荷と唱ふるは二十貫を曰ひ一駄と曰ふは四十貫なり 又昆布其の他の海産物にありて一石と稱するは四十貫なりと知るべし

〔ロ〕衡器の種類

度量衡法  
第三條

○衡器には天秤、桿秤、臺秤の三種類ありて且各大小あり例へば五百匁秤、一貫匁秤、二貫匁秤、三貫五百匁秤、六貫匁秤、十一貫匁秤、十六貫匁秤、二十三貫匁秤、三十二貫匁秤等あるが如し

〔ハ〕桿秤の取緒

○桿秤には二箇の取緒あり元緒、上緒と曰ふ従ひて桿にも二條の目盛あり

物の目方を秤るには其の物の輕重に應じて取る所の緒を異にすべく従ひて見る所の目盛も異るべし

桿秤には木製と金屬製との二種あり 木製の物は普通に「ちぎ」と稱し金屬製の物は萬物掛けと唱ふおもりは天秤に用うる物は分銅と唱へ桿秤に用うるは之れを錘と曰ふ



○市場にて諸物品の目方は包紙、筵、繩、薦、俵、箱、籠等の包物

〔三〕皆掛風袋正味



の儘にて秤るゝと通例とす其の掛け目を皆掛と唱へ其の包物の目方を風袋と曰ふ皆掛けより風袋を差引たるものは其の品物の眞の目方なり之を正味と曰ふ此の正味は品物の受け渡しとなす目方なりとす

風袋の目方は商習慣により一々之を秤らずして一定の目方を皆掛より引くこと甚多し例へば生糸の胴紙は五匁茶の袋は五百目石炭の畚は何程と定まれるが如し

第四節 度量衡の取締

○度量衡を製造し、修覆し、販賣せんとする者は官の免許を受け且身元保証金を官に納めざるべからざ



○度量衡は官の原器に倣ひて製作又は修覆をなして一々官の検定を受けて後に之れを販賣する定なり 又毎年一回以上官吏を派遣して營業に使用する度量衡の臨檢を行ふを法とす

度量衡の三器は商業取引上必要の器具にして孰れも平等均一を保たざるべからず苟<sup>レ</sup>狂差を生ずるときは大に公益を害すべし故に國の東西古今を問はずいづれも嚴重なる法律を設けて其の取締を爲せり我が國も明治廿四年法律第三號を以て度量衡法を發布せられ續きて免許并に檢定規則及び施行規則を定められたり 此等の法律又は規則に據れば官は度量衡の原器を造り之れを保管し更に之れに據りて地方原器を作り各之れを各府縣に分ちて保管せしむ

各府縣には官許を受けたる度量衡器製作修覆販賣者ありて其の地方原器を標準として製作及<sup>レ</sup>修覆をなして之れを販賣せり 一般の人民は妄に度量衡器を製作し及<sup>レ</sup>修覆し得ざるを法とす 而して此等度量衡器の製作修覆販賣者たらむことの免許を得むには府縣知事を経由して農商務大臣に出願して其の許可を受け成規の免許料及<sup>レ</sup>身元保証金を納めんことを要すべし

此の免許を得たる者が製作并に修覆したる度量衡は一々其の地方所在の檢定所の檢定を受けて且成規の檢定料を納めざるべからず

度量衡の取締は地方長官之れを行ひ臨時に官吏を派遣し製作者修覆者販賣者使用者に就いて検査を行はしむ而して其の主任の官吏たることの証票を有する者に對しては検査を拒むことを得



ざるものとす

以上の規則に違背したるものは重き刑罰に處せらるべし

度量衡法第六條

度量衡ノ原器ハ農商務大臣之ヲ保管ス

農商務大臣ハ度量衡ノ原器ニ據リ副原器二組ヲ製作セシメ原器ノ代用ニ

供ス

同 副原器一組ハ農商務大臣之ヲ保管シ他ノ一組ハ文部大臣之ヲ保管ス

同 第七條 農商務大臣ハ副原器ニ依リ地方原器ヲ製作セシムベシ

同 地方原器ハ地方長官之ヲ保管シ度量衡器檢定ノ標準ニ供スルモノトス

同 第八條 度量衡器ヲ製作シ修覆シ若クハ販賣セントスルモノハ地

方長官ヲ經由シ農商務大臣ニ願出テ免許ヲ受クベシ

同 製作ノ免許ヲ得タルモノハ修覆及ヒ販賣ヲナスコトヲ得

同 販賣ノ免許ヲ得タルモノハ秤秤ノ取締及ヒ錘絲ニシテ金屬ニアラザルモノ

同 ノニ限リ修覆ヲナスコトヲ得

同 第九條 度量衡器ヲ製作シ修覆シ若クハ輸入シテ販賣シ又ハ營業

ノ目的ニ使用スル者ハ豫メ其檢定ヲ受クベシ

同 營業ノ目的ニ使用スル度量衡器ハ前項檢査ノ外之ヲ修覆シ又ハ營業

製作者、修覆者及販賣者、秤秤ノ取締及錘絲ニシテ金屬ニアラザルモノ、修

覆ヲナシタルトキハ其ノ檢査ヲ受クルコトヲ要セズ

同 第十二條 度量衡器ノ製作者修覆者及使用者ハ當該官吏ノ臨檢ヲ

拒ムコトヲ得ス 但官吏ハ主任タルノ証票ヲ携帯シテ之レヲ示スベシ

同 當該官吏臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ其ノ事實ヲ証

明スベキ物件ノ差押ヲナスコトヲ得

同 第十五條 免許ヲ受ケズシテ度量衡器ノ製作又ハ修覆ノ業ヲ營ミ

タル者ハ貳拾圓以上參百圓以下ノ罰金ニ處ス

同 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拾圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 免許ヲ受ケズシテ度量衡器ヲ販賣シタル者

二 檢定ヲ受ケズ若クハ檢定ノ効力ヲ失ヒタル度量衡器ヲ販賣シ又ハ之

レヲ營業ノ目的ニ使用シタル者

三 差狂アル度量衡器ナルコトヲ知りテ之レヲ販賣シ又ハ營業ノ目的ニ

使用シタル者

四 官吏ノ臨檢又ハ差押ヲ拒ミタル者

度量衡法施行令第六條 營業ノ目的ニ使用スル度量衡器ノ檢定ハ毎年一回

以上之レヲ行フ

同 第十五條 度量衡器ノ製作又ハ販賣ノ免許ヲ受タル者ハ左ノ免許

料ヲ納ムベシ

商業撮要

第一編

第四章

度量衡の取締



度器、量器又ハ衡器ノ修覆 金拾貳圓  
 度器、量器又ハ衡器ノ販賣 金五圓  
 同 第十一條 度量衡器ノ製作修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ  
 身元保証金ヲ納ムベシ  
 度量器製作金參百圓 衡器製作木材、象牙、骨製桿秤金參百圓。天秤分銅臺秤  
 金屬製桿秤金五百圓 度量器修覆金貳百圓 衡器修覆木材、象牙、骨製桿秤  
 金貳百圓。天秤分銅臺秤及ビ金屬製桿秤金參百圓 度量衡器販賣金壹百圓。

明治三十  
二年法律  
四十四號  
印紙稅法

### 第五章 印紙稅

○金錢諸物品其他一切の財産上の權利を証明すべき  
 証書又は帳簿には收入印紙を貼用すべし之を印紙稅  
 と曰ふ

○印紙貼用の割合は証書或は帳簿の種類によりて同じ

からず假令ば

一金高五圓以上の証書は其の記載金高に應じて壹萬分  
 の五の割合に當る印紙を貼用すべし

印紙稅額にして五拾圓以上となるときは五拾圓に止め又壹錢未  
 滿の端數を生じたるときは切り詰めて壹錢となすべし

一爲替手形並に約束手形にして其の金高五圓未滿のも  
 のは印紙貼用に及ばず金高五圓以上のもは金高に  
 關らず手形壹通毎に印紙稅を貳錢とする定なり

其の他尙二三の例を擧ぐれば

- 一 委任狀 印紙稅壹錢
- 一 銀行預金証書 同 貳錢
- 一 雇傭契約証書 同 貳錢

假令は下女下男其の他の  
 雇人より差入る請合狀等



一 諸物品の切手 假令は酒の切手香の切手豆腐の切手等

印紙税貳錢

一 賣買仕切書、送狀、請取書 五圓以上金高に關はらず

同 貳錢

一 金高記載なき証書

同 貳錢

一 通帳 假令は酒の通油の通一冊壹年以内附込千物の通等の如し

同 貳錢

一 判取帳 これは金銭又は諸物品を渡たる証據として受取人の判を取る帳簿

同 同 廿錢

○ 金高五圓未滿の証書、并に送狀、受取書、賣買仕切書にして金高五圓未滿なるか若くは金高の記載なきものは印紙税を要せず其の他小切手并に營業に關せざる受取書等も亦印紙貼用に及ばざるものとす

○ 收入印紙を証書又は帳簿に貼用したるときは必ず印章又は署名を以て之れを消すべし

○ 印紙を貼用すべき証書又は帳簿に相當の印紙を貼用

せず又たとひ貼用をなすとも此れを消さざるときは罰金又は料料に處せらるべし

凡そ國民は政府に對して租税を納めざるべからず而して此の印紙税も亦租税の一なれば各人に納税を爲すの義務ありとす故に若し証書又は帳簿の作成者にして脱税をなしたるときは料料又は罰金に處せらるべきは當然なり 其の納税の方法は此の法律に定めたるだけの收入印紙を買ひ來りて此れを其の証書又は帳簿に貼付し証書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて其の証書又は帳簿の作成者の印章又は署名を以て消すものとす

明治三十二年印紙税法摘要

第一條 財産權ノ創設、移轉、變更若クハ消滅ヲ證明スヘキ証書、帳簿及財産權ニ關スル追認若クハ承認ヲ證明スヘキ証書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムベシ

商業摘要 第一編 第五章 証券印紙



生スルトキハ壹錢ニ切上ルモノトス  
 金高記載ナキモ証書面ニ標記シアル價額ノ單  
 位又ハ其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算  
 出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記  
 載金高ト看做ス

第三條 削除

明治三十  
 四年法律  
 第十六號  
 第三條ヲ  
 以テ削除  
 ス

第四條 左ニ掲グル証書帳簿ニ關シテハ証書ハ  
 一通毎ニ帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ對シテ  
 一定ム所ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

一 委任狀	同	印紙稅壹錢
一 爲替手形	同	貳錢
一 約束手形	同	貳錢
一 銀行預金証書	同	貳錢
一 船荷証券	同	貳錢
一 運送貨物引替証	同	貳錢
一 倉荷預証券	同	貳錢
一 倉荷買入証券	同	貳錢

二錢

請取証

但立米拾石代

一金壹百圓也

右正ニ請取候也

明治卅二年三月一日

二口屋

市田彌一郎殿

(注意) 証書類ノ金額ノ認メ方ハ壹貳拾等ノ文字ヲ用  
 ヒ數字ハ成ルルメク密接セシメ且終リニハ必ズ也  
 ト記スベシ



一 保險証券	同	印紙稅貳錢
一 株券	同	貳錢
一 債券	同	貳錢
一 株式申込証	同	貳錢
一 地上權、永小作權、地 役權ニ關スル証書	同	貳錢
一 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託、 定期金ニ關スル契約証書	同	貳錢
一定款及組合契約書	同	貳錢

一 權利ノ變更ニ關スル証書	同	印紙稅貳錢
一 追認、承認ニ關スル証書	同	貳錢
一 物品切手	同	貳錢
一 賣買仕切書	同	貳錢
一 送狀	同	貳錢
一 受取書	同	貳錢
一 金高記載ナキ証書	同	貳錢
一通帳 一册一年以内付込	同	貳錢
一 判取帳 同	同	貳拾錢

第六章 通信

第一節 郵便

○郵便物を分ちて五種とす

〔イ〕 第一種郵便物

簡業撮要 第二編 第六章 郵便



○第一種郵便物は書狀なり

其の料金は目方四匁迄は三錢にして以上は四匁以内を増す毎に三錢を加ふべし

現行の郵便法によれば何品を問はず總て封緘をなして郵便に付したるときは第一種郵便物として取扱はるゝものとす

其の郵便料は重量四匁又は其の端數毎に金三錢との定なり されば四匁以内の料金は三錢にして以上八匁迄は六錢となり十二匁迄は九錢となるなり

〔ロ〕第二種郵便物

○第二種郵便物は葉書、往復葉書及封緘葉書なり

葉書は壹枚金壹錢五厘往復葉書并に封緘葉書は各壹枚金參錢なりとす

往復葉書は宛名の人に返事を求むる時又封緘葉書は外見を憚る場合に使用して甚便利なり 葉書は總て政府より發行するものなれども通常葉書に限りて政府發行の物と同様の寸法及紙質を以て同一の位置に「郵便葉書」の文字を印刷して私に郵便葉書を造ることを得べし之れを私製葉書と曰ふ 此の私製葉書に郵便切手を貼付して使用するときは郵便局にては通常葉書として取扱をなすものとす郵便葉書の表面には差出人及請取人の宿所、氏名、身分、職業及商標等并に日附其の他要用、至急、貴酬等の慣用語のみを限り認め決して音信文等は記載し得ざるなり若之れに違ふときは第一種郵便物として取扱はれ不納料金を取立らるべし 然れども葉書の税額印面を汚したる時は更に同額の郵便切手さへ貼用すれば尙葉書としての効力を失はざるなり

〔ハ〕第三種郵便物



○第三種郵便物は毎月一回以上定期に発行する新聞、雜誌、其の他の印刷物及其の附録なり其の料金は一號又は一個なれば目方二十匁迄は五厘にして其の以上は二十匁以内を加ふる毎に五厘を増し二號又は二箇以上を一束となしたる分は目方二十匁迄壹錢にして其の以上は二十匁以内を加ふる毎に壹錢を増すなり

此の種の郵便物は發行地を所轄する一等郵便局に願出で其の認可を受くべし而して其の郵便物は次の條件を具備することを要す 一毎月一回以上定期に發行すること 二記載事項の性質終期を豫期すべからざることも 三書籍の性質を有せざることも 四政事時事商事學術技藝統計等公共の性質を有する事項を報道論議するを發行の目的を爲し且汎く公衆に發賣すること

〔二〕第四種郵便物

○第四種郵便物は書籍、印刷物、業務用書類、寫眞<sup>紙</sup>、書、畫、圖、野紙、商品の見本及雛形なり其の料金は目方三十匁迄

金貳錢其の以上は三十匁を加ふる毎に金貳錢を増すなり

○業務用書類とは例令ば商業帳簿、建築業者の目論見書、辯護士の訴訟書類の如きものなり

○商品の見本及雛形は差出人請取人の雙方又は一方が其の商品を取り扱ふ營業者ならざるべからず又其の目方は一個に付百匁を超過すべからず

商品の見本及雛形とは紙屋が紙の見本を送り大工、器械師等が雛形を送る等の場合を曰ふなり

差出人、受取人の雙方又は何れかの一方が其の部類の營業者ならざるべからず若し米屋が茶を送り糸屋より酒屋へ船の雛形を發送するが如きは商品の見本及雛形といふべからず此の商品の見本及雛形として差出す郵便物には其の帶紙又は包紙の表面に商品



の見本若くは雛形と記載し且差出人請取人の双方又は一方の氏名の上に、若くは傍に、其の業名を付記すべし

商品の見本及雛形の目方は一個に付百匁を超過すべからず此等に違ふものは第一種郵便物として取扱はるべし

〔ホ〕第五種郵便物

○第五種郵便物は農産物の種子なり其の郵便料金は目方三十匁迄壹錢其の以上三十匁以内を加ふる毎に壹錢を増すべし

第五種郵便物料金は重量三十匁又は其の端數毎に金壹錢の定なり

〔ヘ〕通則

○郵便は政府の管掌するものにして何人にてても信書の

郵便法第二  
條第四十  
一條

送達を業とすることを得ざるものとする

郵便は政府の専業なり されば從來の飛脚と唱ふる書狀の送達者を嚴禁するは勿論今日運送貨物に添付する添狀又は送狀の如きも必<sup>ズ</sup>無封の物に限れり若<sup>シ</sup>違ふときは嚴罰に處せらるべし

○第三種、第四種、第五種の郵便物は封をなすべからず

又其の内外に通信文、暗號などを記載すべからず

若<sup>シ</sup>第三種、第四種、第五種郵便物の内外に通信文、暗號、隱語等の筆書あるを發見したるときは郵便局は第一種郵便物として取り扱ひ不納料金を取立つべし

○第三種、第四種、第五種、郵便物は一個の目方三百匁以内なるを要す

第四種郵便物中の見本雛形に限りては目方百匁を超過すべから



ざる定なり

郵便法第  
一節

○通常郵便物の大きさは曲尺にて長さ一尺三寸幅八寸五分厚さ五寸以内なるを要すべし

左記の物件は郵便禁制品なれば之れを郵便に差出すことを得ず

(一)公安を妨害し又は風俗を壞乱すべき文書、圖畫、其の他の物件

(二)爆發性、發火性又は危險性の物件、其の他郵便吏員に危害を加へ

又は他の郵便物に損害を加ふべき物件

郵便規則  
第二條

右の外通貨、金銀寶石、其の他高價の物件は價額表記と爲すにあらざれば郵便物として差出すことを得ざる定なり 價格表記は有價の物件を封入したる郵便物の價格を見積り相當の料金を拂ひて其の登記を受け置くの法なり然るときは若し仮令其の郵便物が毀損し又は亡失すとも表記金額迄賠償せらるなり而して其の表記金額は金壹千圓迄を限りとす 此の郵便物には表面の看易

明治三十  
四年五月  
省令五十六  
號

郵便法第  
二十九條

同第二十  
五條

○總て郵便に關する料金は其の郵便物に郵便切手を貼付して納むべきなり 若し郵便物に郵便切手を貼付せずして差出し又は貼付の切手に不足あるときは其の未納額若くは不足額の二倍の郵便料金を受取人より取立つるものとす 然るに若し受取人が其の郵便物の請取方を拒むときは郵便局は之れを差出人に還付して其の不納料金を徴收するものなり

又受取人の宿所不明、其の他の理由によりて郵便料未納又は不足の郵便物を配達し得るとき又は受取人が不納料金の納付を拒みたるときは郵便局は之れは差出人に返し、不納額二倍の郵便料



金を差出人より取立つるものとす

〔ト〕書留郵便

○特に大切な郵便物は之れを書留とすべし 書留郵便物は郵便局の帳簿に書き留め且特別の扱ひをなすものなれば不着の恐れなければなり

○郵便物を書留となすには通常郵便料の外更に金七錢の郵便料を納むべきなり

○書留郵便物の表面には朱にて「書留」と記し之れを郵便局又は郵便受取所に差出して受取書を取り置くべし 方今郵便物の取り扱ひ方は甚々鄭重なれば並郵便と雖決して紛失する等のことなれど若し萬々一受取人へ到着せぬ様のことありては事に因りては大なる不都合を生ずることあり故に大切な

郵便物にして是非とも受取人へ到着するを要するものは之れを書留郵便となすべし

書留郵便は之れを郵便局の帳簿に登録し其の遞送授受の際には特別の手續をなすものにして且受取人へ配達の時には必ず受取書に郵便局に取り置くものとす故にたとひ後日間違を生ずることありとも其の取調方をば差出たる郵便局又は郵便受取所へ申出づるときは直に其の取調をなし異なるものなり 七錢の増料は即郵便局にて特に鄭重の取扱ひをなすところの手數料なりと謂ふべし

〔チ〕別配達郵便

○別配達郵便物は先方の郵便局にて特別に急速の配達をなすものとすされば至急なる郵便物は別配達とな



すと善しとす

別配達郵便は其の郵便物が配達の郵便局に到着したるや否や通常配達の例に依らずして特使を以て急速の配達を爲すものとすされば並郵便物とは早く受取人に到達するわけなり

郵便規則  
第三十七條

○別配達と爲し得るものは書留又は價額表記の通常郵便物と小包郵便物とに限る定なり されば通常郵便物書状葉書其他を別配達に爲さむには先之れを書留となし更に之れを別配達と爲すを以て順序なりとす

別配達の郵便物には其の表面の看易き處に別配達と記入すべし此は他の郵便物と區別せむ爲なれば朱書するときは殊に便なり

○別配達の料金は市内は金拾錢、市外は金參拾錢の定なり又差出人の差圖に因りて他の郵便區内に達配する

ときは其の指定の郵便局と管轄の郵便局との里程に應じて別に一里毎に金拾五錢を加へて納むべきなり

別配達を分ちて市内別配達、市外別配達の二種とす市内別配達とは郵便局所在地の人に送る別配達の日ひにして市外別配達とは郵便局所在地以外の人に送る別配達郵便をいふなり

別配達郵便の料金は市内別配達は金拾錢にして市外別配達は金參拾錢の定なり 又他の郵便區域内に配達を爲すべき場合には差出人が指定したる配達郵便局と名宛地所轄の郵便局との距離の里程に應じて別に一里又は其の端數毎に金拾五錢宛の割合を以て料金を加徴するものなり

斯の如くに別配達は差出人が便宜上配達の郵便局を指定することを得て各郵便局の配達區域に拘はらざるものなれば若<sup>甲</sup>郵便







付して電信局に差出べし 發信人の宿所、氏名を受信人に知らせむとするときは電信文の終り又は頼信紙の右方に設けある欄内に記入し置くべし

明治三十三年  
六月三十一日  
省令第五十三號

電報の取扱時間は通例午前六時より午後十時迄と定む(第二種電信局(所)の取扱時間は午前八時より午後八時まで)此の時間以外に發信せむとするものは時間外電報としての特別の料金を支拂ふべし時間外電報の料金は電報一通毎に金貳拾錢の定なり

○字數計算 濁音例へばガキグゲゴ半濁音例へばパピの文字及括弧( )は此れを片假各の二字に計算し句讀 長點 數字一 二 三 四 五 六 七 八 九 零○は此れを片假名の一字に計算す 電信文は成るべく字數を少なくし且意味の明らかな

を宜しとす

例へば明朝午前五時發の豫車にて出發可仕候との意味を電信文に認むるときは「アスアサ五シタツ」となすの類なり

(ロ)電信料

- 電信料は片假名十五字以内金貳拾錢なり其の以上は五字を加ふる毎に金五錢を増すの定めなり
- 受信人の宿所氏名は電信料を要せず
- 同一市内にて發着する電報を市内電報と曰ふ其の電信料は片假名十五字以内金拾錢其の以上は五字を増す毎に金參錢を増すの定めなり
- 市内電報とは例へば東京牛込の人より京橋の人へ發信せん爲に牛込郵便電信支局にて發電するの類なり



電信は甚速に用事を辨ずる事を得べし従ひて其の電信料は甚多額なりとす故に電信文は成るべく字數を省畧して簡短にし而かも意味の明白なるを善しとす されば尊稱敬語は省き又濁を付すべき場合も前後の文意によりて判断し得る場合には之を付せざるも可なり総て電信文を認め又之を解釋するには取引の性質前後の文勢よりすれば自ら明白なるものなり例へば書狀ならば京都鐵道株式會社株式五十株拙者へ御賣渡被下度否哉御返事奉待候と記すべきを電報ならば「キョテツ五〇カチヘン」と記すが如し京鐵とは京都鐵道株なることは株式商仲間にての通語なり而して「五〇」は五十株の意なり又電信文の終尾に「ヘン」とあらば返事呉れとの意なることは一般商人社會の認むる處なり

又明朝一番列車にて貨物御送付可被下候との事は「アスーハンニ

モツツメ」の十字にて意味明亮なるべし

電信料は内國ならば壹岐對馬臺灣の外は何れも同一にして音信文の字數十五字以内金貳拾錢なり以上五字を加ふる毎に金五錢を加ふるの定なり 電信に官報と私報との二種あり官報とは各官廳の公信にして其の他は皆私報なり

されば吾々が商業上に用ゐる電報は皆私報なれば差出人は賴信紙の上欄 報とある空處へ「私」の字を入れ私報となし又「月 日」とある欄へは日付を「字」とある上の空處へは音信文の字數を記入すべし差出人は賴信紙に用事并に發信人受信人の氏名宿所を認め且月日字數等を書き入れたるときは此れに相當の郵便切手を貼付し電信局に交付し發電方を依頼すべし左に賴信紙へ記入の雛形を示すべし







至急電報の電信料は普通電信料の三倍なれば和文十五字以内の至急電報料は金六拾錢となる割合なり

電信局にて數多の電報が競合したるときは其の傳送の順序は第一至急官報第二至急局報第三至急私報第四官報第五局報第六私報なり故に至急電報となすときは通常の官私報に先ちて傳送するわけなり 又電報局は開局時間中にあらざれば普通電報の受付を爲さざれども至急電報は何時にても假令夜中と雖其の取扱をなすものなり 略符號は電報の種類を指定せむ爲に用うるものなり故に今頼信紙の指定の欄に「ウナ」と記入するときには電信局は直に其の至急電報なるを知りて特別の取扱をなすべし而して以下説く所の各種の電報には各皆此の略符號あれば此の意義を必せんことを希望す

## (二) 返信料前納電報 略符號ナツ 電信料は返信料と

も見積りて之れを加ふべし

此の電報は恰<sup>レ</sup>往復葉書の如くに物の同合せ其の他返事を望む場合に用ゐて甚便利なり即發信人にて豫<sup>レ</sup>返信の電信料を見積り發信の電信局(所)に前納し置く方法なり 此くするときには受信人は電報料を要せずして返信を發することを得べし

略符號「ナツ」は通常電報の返信料を前納したるときは符號なりされば若<sup>シ</sup>發信人が返信の爲に至急電報料を前納したるときは**返信至急**の略符號「ナウ」を指定し又返信の照校電報料を前納したるときは**返信照校**の略符號「ナム」を指定すべし 以上就れにしても發信人が和文十五字以上の返信料を前納したるときは前記略符號の次に其の字數を記すべし假令ば「ナツ二〇」とする類なり



(三) 照校電報 略符號ムニ 電信料は原信電報料の外に照校料として尙其の四分の一を増すべき定なり

電信文は成るべく字數を省略して認め又時には全く意味なき暗號文もあれば繼ぎ替へ傳送の際に電信技手が誤る場合なきにあらず若し誤りの儘を傳達するときは場合に依りては受信人發信人等の大なる迷惑となることなきにあらず 故に大切なる電報は之れを照校電報となすときは各電信局(所)にて繼ぎ替へ傳送の際に全文の字句を一々校正するを以て誤りを傳へらるゝ等の恐あることなし即之れに據りて電信の誤謬を豫防することを得べし

(四) 受信電報 略符號電報受信報知ツニ 郵便受信報知ツツ 電報受信報知料は金貳拾錢、郵便受信報知

料は金參錢にして孰れも原信電報料の上に増加するものとす

發信人にして其の電報が正に受信人に到達したるか否かを知らむと欲せば受信電報となすべし 受信電報の發信人へは電信局(所)より其の受信人が電報を受取りたる日時を報知するものとす 其の報知に電報を以てすると郵便を以てするとあり

(五) 追尾電報 略符號テラ 電信料は追尾一回毎に原電信料の全額を受信人より取立つるものとす

旅行中の人或は轉居の疑ある受信人に電信を發せんには追尾電報と爲して追送するを最善とす例へば人ありて既に東京を發し静岡、濱松、名古屋、京都へと順次に立寄りて大阪に到らむとす今東京より此の人に電信を發せむとするときは静岡、濱松、名古屋、京



都、大阪の各地にて此の人の常に宿泊する旅宿に向けて追尾電報を發すべし。然るときは電信局は先づ静岡に發電し若し出立後ならば其の電報を静岡より濱松に傳送すべくかくて又出立後ならば更に名古屋、京都、大阪にと逐次に追送するものなり。

斯の如くに追尾電報と爲さむには静岡、濱松、名古屋、京都、大阪の宿所を逐次に頼信紙に列記し指定の欄へ「チラ」の略符號を記すべし。

### (六) 同文電報 略符號 ムヨ 同文料は一通毎に拾錢

發信人より同時に同文の電報を一市、區、町、村又は着信局所を同くする地方に住し居所を異にする數人に差出さむには同文電報とすべし。例令ば横濱の某生絲問屋より京都西陣の生絲商數名に生絲の相場を通知せむとする場合等には同文電報と爲し以て一個の電報を數名に配達を乞ふべし。其の法は略符號「ムヨ」を指定し

之れに同文の通郵を付記し且受信人數名の宿所氏名を列記するものとす。然れども一度に拾通を越ゆることを得ざる定なり。

若し同文電報の各通に各受信人名を連記し配達すべきものは同文の略符號「ムヨ」に代へて同文連名の略符號「ヨイ」を指定すべし。

### (七) 別使配達電報 略符號 マツ 原電信料の外に別使

配達料を増すものなり。

電信局(所)より陸上一里以内及其の局(所)の所在地の市區内を電報直配達區域とし無料にて配達を爲し此の以外の土地ならば無料の普通郵便を以て配達する定なり。されば此の直配達區域外への電報にして至急を要し爲に別使を以て配達せむことを望むときは發信人は別使配達略符號を指定し別使配達料を支拂ふべし。別使配達料は着信局(所)より三里以内は金貳拾錢、三里を超ゆる



ときは二里以内毎に金貳拾五錢を増すべきなり

(八) 舢船配達電報 略符號ハホ 原電信料の外に金貳拾錢の舢船配達料を要するものとす

此れは碇泊中の船艦内の人に舢船を以て配達する電報なり

(九) 書留郵便配達電報 略符號ツナ 原電信料の外に書留配達料金七錢を増すべきなり

到着の郵便局(所)より書留郵便と爲すを以て之れを配達したるときは受信人より受取書を徴するものなり

(十) 親展電報 略符號ニカ 原電信料の外には更に増料を要せず

發信人が其の電報をば受信人以外の人が披見するを憚るときは親展電報と爲すべし

(十一) 局待電報 略符號ヤム 原電信料の外には増料を

要せず

發信人にして發信の電信局(所)に在りて受信人の返信を待つときは局待の略符號を指定して局待電報となし以て之れを受信人に知らしむべし

(十二) 無緘配達電報 略符號ナレ 増料を要せず

此れは封緘せずして受信人に配達する電報なり

(十三) 暗號電報

○常に取りある商人間にありて豫打合せをなして電報に用うべき符號を定め置き此れを電信文に代用するときは大に便利を得べし此の符號を暗號と曰ひ暗號を以て認めたる電報を暗號電報と曰ふ



例へば新茶五十箱本日午前七時三十分の瀛車にて積送り申候との通知を成す場合に前以て發信人と受信人との間に暗號の打合をなして其の暗號にして左の通りなりとせよ(左の暗號は丸善出版い  
るは引電信暗號に據る)

新茶……………ピハ 五十箱……………ルビ 本日……………ホハ

午前七時三十分……………ゾグ 瀛車ニテ出シタ……………ピノ

然る時は右の暗號を連接して「ピハルビホハゾグピノ」と電信文に書く時は少數の文字を以て充分に其の意を通ずることを得べし茲を以て平常絶えず取引ある商人間にありては豫め其の取引上の通語并に常に多く使用する言語を撰び之に暗號を當て嵌め之れを集めて暗號表を作り各此れを頒ちて手許に備へ置き之れに據りて互に暗號電報を取遣りすること多し東京又は大阪の株式仲買人等が暗號表を作り各得意先に頒ち置き之れによりて注文

を受くるは皆人の知る所なり

○暗號電報は能く費用と手數とを省き且商取引を秘密にする利益あり

電信料は音信文の字數によりて定むるものなれば其の字數を少くすれば従ひて電信料を節減する譯けなり されば暗號を用ゐて僅々一二の文字を以て多くの言葉に代用するときは能く少數の字數にて多くの用事を辨することを得て大なる利益あり殊に又商業上のことは之れを秘密にし成るべく他人に知らしめざるをよしとす故に今暗號電報を用ゐるなば他人は其の意味を知らざるを以て發信人と受信人との間に如何なる取引あるかを知ること能はず従ひて商業の秘密を洩らすの恐れなし是れ亦大なる利益なりとす



## 第二編

### 第一章 送金

昔は送金の便利少なくて若し遠方へ送金せんとするには自持参するか、信任ある人に委托するか、或は多額の質錢を拂ひて之れを飛脚に托して其の用を足すかせざるべからざりき斯くて多くの費用と時日とを費して紛失盜難の恐れありしなり 若し今日の如く貸借の關係四方に起りたらん時に當りて送金の便なくば其の不便如何ばかりぞや 然るに今日は郵便爲替、銀行爲替等の如き送金の便法ありて各人は皆此れに據りて自由に各地に送金をなし得べく従ひて昔日の如き憂は一も存することなし

#### 第一節 郵便爲替

○郵便爲替に三種あり 通常爲替、小爲替、電信爲替是れなり







と自分の手許に保存すべし  
通常爲替証書 并ニ通常爲替金受領証書雛形

口號甲

書証領受金替爲常通

印附日出振

爲替管

番記號

局所名

越中國 富山

ろい〇四六四八

右爲替金額領收ノ證トシテ本證書交付候也

大阪郵便電信局長 朝日 登印

一金四拾五圓也

印附日渡拂

省 信 遞

口號甲

書証替爲常通

印附日出振

爲替管

番記號

局所名

越中國 富山

ろい〇四六四八

右金額成規ノ手續ヲ履行シ拂渡相成度候也

明治三十三年三月一日

大阪郵便電信局長 朝日 登印

印調名記人取受

省 信 遞



## 〔ロ〕郵便爲替受取方

○爲替受取人が爲替証書の送附を受けたるときは其の表面に自分の氏名を記して調印の上拂渡郵便局(受取先の局)に差出すべし

斯くて其の郵便局よりは差出人受取人の宿所氏名等を尋ねらるゝに付之れに答へて相違なきときは爲替金を渡さるべし

郵便爲替は郵便局にて送金者の便利の爲に取り扱はるゝ爲替手續にして遠隔の地へ五拾圓以下の送金をなすには此の郵便爲替に據るを最便利なりとす郵便爲替を取扱ふ郵便局は遞信省より指定せられたる郵便局なりとす

差出人より受取人に爲替証書を送るには書留郵便を以てし又別

封にて受取人差出人の宿所氏名を明記せる案内狀を送付するを善しとす又受領証書は大切に手許に保存して若し後日爲替証書の紛失又は其の他の間違等によりて爲替金の返戻を或は爲替証書の再渡を出願するときに差出すべし

代人を以て爲替金を受取らしめんとするときは爲替証書の裏面に代人を以て受け取る旨を認め記名調印して差出すものとす

## 第二郵便小爲替

○郵便小爲替は郵便爲替の簡易なるものにして金高は五圓迄を限とし手数料は小爲替一口に付き參錢とす

## 〔イ〕郵便小爲替差出方

○爲替金と手数料とを郵便局に差出べし然るときは郵便局よりは小爲替証書と受領証書とを渡さるべし



口號丁

書證替爲小

印附日出振

國

金參圓

右金額成規ノ手續ヲ履行シ拂渡相成度候也

受取人  
住所氏名  
指  
定

番證書  
號  
はい七三六七〇

印附日渡拂

京都郵便  
電信局  
爲替之章

省信遞

小爲替証書并ニ小爲替金受領証書雛形

口號丁

書證領受

印附日出振

金參圓

右爲替金額領收ノ證トシテ本證書交付候也

記號  
番號  
はい七三六七〇

京都郵便  
電信局  
爲替之章

省信遞



○差出人は小替爲證書の相當欄に拂渡郵便局(所)名及受取人の宿所氏名を記入し之れを受取人に送附して小爲替金受領証書は手許に保存し置くべし

〔ロ〕郵便小爲替受取方

受取人小爲替證書の送附を受けたるときは其の表面に宿所氏名を記し調印をなして拂渡郵便局(所)に差出し引き換へに爲替金を受取るべし

通常爲替のことは前に述べたるがさて此の小爲替は郵便爲替の簡便なるものにして別に爲替振出請求書を差出すに及ばず又差出人にして証書面に受取人の宿所氏名并に拂渡郵便局(所)名の記入を省き置けば誰にても其の証書の持参人は全國何れの郵便局(所)にても爲替金の支拂を受くる便益あり

郵便爲替規則第三條

第三 電信爲替

○電信爲替は一口五拾圓を限りとし壹圓未満の端數は之れを差出ことを得ず

○電信爲替料

- 金高拾圓迄參拾錢 同貳拾圓迄參拾五錢
- 金高參拾圓迄四拾錢 同四拾圓迄四拾五錢
- 金高五拾圓迄五拾錢

〔一〕電信爲替差出方

○電信爲替は通常爲替と同様に電信爲替振出請求書を作り其の差出人受取人の宿所氏名には片假名を附し置くべし

此の電信爲替請求書に爲替金并に手數料を添へて郵



便局(所)に差出すべし

振出郵便局は差出人に受領証書を渡し拂渡郵便局(所)へは電信を以て爲替の案内を發するものとす

此の案内の外に差出人よりも直に受取人へ向けて電信にて送金の報知をなすを善しとす

### (三)電信爲替受取方

○拂渡郵便局(所)が爲替電報に接したるときは之れに據り電信爲替証書を作りて受取人に送達するものとす  
 差出人が早く受取人に爲替金を得しめむと欲し従ひて此の電信爲替証書の送達を急ぐときは振出の際に別配達を請求し置くべし但此の場合には郵便別配達料に相當する金額の納付を要す  
 此電信爲替証書には通常爲替と同く受取人の氏名を

認め捺印して差出し爲替金を受取るべし

普通の送金方法は郵便通常爲替小爲替にて足るべけれども急速を要する場合には電信爲替となすべし然れども電信爲替は其の手数料多額にして加ふるに差出人より受取人へ通知する電報料をも要すべし

○郵便爲替に居宅拂の法あり之れは郵便爲替受取人の居宅に就きて爲替金の支拂を爲す方法なり

此の方法に依るときは爲替請取人は居ながら爲替金を請取り得べきを以て甚便利なり 爲替請取人は随意に居宅拂の請求を爲し得べく又爲替差出人は請取人の爲に爲替金の居宅拂を請求し置くことを得べし但小爲替の差出人は此の請求をなすことを得ざるなり 居宅拂の手敷料は一口に付き通常爲替は金四錢小爲



替は金貳錢なり 爲替請取人が居宅拂を請求せむには其の宿所  
氏名郵便爲替種別証書記號番號及爲替金額を記載したる居宅拂  
請求書を作り之れに相當の郵便切手を貼付し無料郵便爲替事務  
を以て拂渡郵便局(所)に差出すべし

第二節 銀行爲替

○銀行爲替にも亦並爲替及電信爲替の二種あり孰れも  
金高に限なければ一時に多額の金を他所に送らむに  
は此の銀行爲替を以てするを最善しとす

送金の手数料は銀行に因り又送金地方に因りて一様ならず然れ  
ども總じて高きものにあらざるなり殊に近來は何れの銀行も内  
地にての送金を無手数料にて取り扱へりと云ふ 又電信爲替の  
手数料は並爲替のよりは幾分か高きを以て通例とす

〔イ〕並爲替差出方

○差出人は銀行に到りて送金依頼書の用紙を申受け此  
れに爲替金額、受取人并に差出人の氏名、月日、爲替取組  
地方を記入し調印をなし之れに爲替金及手数料を添  
へて爲替掛に差出して爲替手形を請取り直に此れを  
先方の受取人に郵送すべし

送金申込書

No	一 金壹萬圓也		副記 手数料
	送り人	受取人	
京都	東京日本橋區通一丁目八番地 大村彦太郎	京都市東洞院通押小路下ル 内貴清兵衛	
送り先名	東京市日本橋區新右衛門町十六番地 合名 三井銀行本店		
明治三十三年四月六日	電信送金ナレバ姓名ニ片假名ヲ御附シ被下度候		



爲替手形

No. 90

一金壹萬圓也

右金額此の手形御一覽次第

持参人へ御支拂可被成候也

明治三十三年四月六日

會社 三井銀行本店  
東京日本橋區新右衛門町十六番地  
支取人 金子有

會社 三井銀行京都支店  
京都市四條通室町東入  
御中

〔ロ〕並爲替受取方

○受取人が爲替手形を受取りたるときは直に之れを支拂銀行に持参し其の裏面に受取書を記し署名調印をなしてこれと引き替へに爲替金を受取るべし

郵便爲替の金額は五拾圓以内たるべけれども銀行爲替は金高に制限なしされば多額の金を送る場合には銀行爲替となすを善しとす且又銀行爲替は至りて手数料の安きものなれば五拾圓以下の金を送る場合も亦此の方法によりて送金するを善しとす然れども郵便爲替なれば全國大抵の地方に爲替取組をなし得る便利あれど銀行爲替は之に反して其の本店支店又は爲替取組の約定ある銀行(コルレスポイント)の存在せる地方に限りて爲替を取扱ふものなり其の爲替取組地方は通例は銀行の門戸に掲げあるものとす 假令ば東京三井銀行は京都大阪其の他の地方に支店を有するを以て東京の人にして京都へ送金せんには東京日本橋區新右衛門町の本店に到りて爲替を取り組み京都の受取人は京都四條通の支店に就いて爲替金を受取る類なり



小切手は  
支拂を託  
の爲に振  
出金に意  
を以て送  
す小切手  
は目的以  
外なり

此の送金の爲に振出す爲替手形は一覽拂にして又大抵持參人拂  
なり故に大切に取扱ひ決して紛失遺失等のことあるべからず  
何となれば支拂銀行は何人にも其の手形持參の人に支拂ふも  
のなれば拾ひ取りたる人は容易に爲替金を受け取り得べければ  
なり 爲替手形には相當の收入印紙を貼用すべきを以て近來此  
れに換へて支拂銀行宛の小切手(無税)を振出し以て送金を爲す銀  
行なきにあらず然れども是れ脱税の嫌ありて正當の方法にはあ  
らざるべし

### 〔ハ〕電信爲替

○電信爲替の差出方并に受取方は並爲替と大差なし只  
其の異なる點は電信爲替のときは銀行は差出人に爲  
替手形を交付せずして只受取証書を渡し置き直に其

の取組先の銀行へ何某に爲替金何圓を渡すべしとの  
案内を電信にて發するものとす又別に差出人も受取  
人へ向けて金何圓を御地何銀行より受取るべしとの  
通知を電報すべし 斯くて受取人は其の電信の送達  
紙を携へて支拂銀行に到りて之を差出し以て現金支  
拂の請求をなすべし 通例は銀行に受取証書用紙の  
備へ付けありて受取人は此れを申受けて金額及差出  
人受取人の宿所氏名、月日を記入の上差出して引換に  
支拂を受くべし

銀行の電信爲替も亦銀行の並爲替と略同様の手續なり然れども  
並の爲替よりは幾分か多額の爲替料を拂はざるべからず  
振出元の銀行は支拂先の銀行へ電信を以て差出人何某より受取



人何某へ金何百圓の爲替を取り組みたることを案内するものとす又別に差出人よりも受取人に御地何銀行にて爲替金何百圓受取らるべしとの旨を通知するものとす其の通知文は例令に「ミツ井カヘセ五〇グラム」三井銀行にて爲替金五拾圓取組の略「八〇エソ一五カラトレ」金八拾圓第十五銀行より受取るべしの略の類なり

第二章 運送

○運送とは牛、馬、牛馬車、荷車、汽車、等に依りて陸上にて貨物又は旅客を運搬すると汽船其の他の船舶を以て海上にて貨物又は旅客の運輸を爲すとの總てを曰ふ小包郵便も亦運送の一種なり

第一節 小包郵便

明治廿二年郵便法第十七條

明治三十三年郵便法第十七條

○小包郵便は郵便局にて取扱ふ所の小荷物運送方法にして甚々簡便なるものなり  
○小包郵便物の容積は長さ二尺幅二尺厚二尺を超過すべからず其の目方も一貫五百匁を限りとす 其の料金は郵便物の目方及發着區域によりて同じからず

小包郵便物料金表

明治三十五年十一月十五日改正

内地小包料金		同區一郵便		重量二匁ハラス	
二百匁迄	金拾錢	二百匁迄	金拾錢	二百匁迄	金參拾錢
四百匁迄	金拾五錢	四百匁迄	金拾五錢	四百匁迄	金參拾五錢
六百匁迄	金貳拾錢	六百匁迄	金貳拾錢	六百匁迄	金四拾錢
九百匁迄	金參拾錢	九百匁迄	金參拾錢	九百匁迄	金五拾錢
一貫二百匁迄	金四拾錢	一貫二百匁迄	金四拾錢	一貫二百匁迄	金六拾錢
一貫五百匁迄	金五拾錢	一貫五百匁迄	金五拾錢	一貫五百匁迄	金七拾錢
内地間小包料金		同區一郵便		重量二匁ハラス	
二百匁迄	金參拾錢	二百匁迄	金參拾錢	二百匁迄	金參拾錢
四百匁迄	金參拾五錢	四百匁迄	金參拾五錢	四百匁迄	金參拾五錢
六百匁迄	金四拾錢	六百匁迄	金四拾錢	六百匁迄	金四拾錢
九百匁迄	金五拾錢	九百匁迄	金五拾錢	九百匁迄	金五拾錢
一貫二百匁迄	金六拾錢	一貫二百匁迄	金六拾錢	一貫二百匁迄	金六拾錢
一貫五百匁迄	金七拾錢	一貫五百匁迄	金七拾錢	一貫五百匁迄	金七拾錢
日本、清、韓、日、相、間、小包料金		同區一郵便		重量二匁ハラス	
二百匁迄	金參拾錢	二百匁迄	金參拾錢	二百匁迄	金參拾錢
四百匁迄	金參拾五錢	四百匁迄	金參拾五錢	四百匁迄	金參拾五錢
六百匁迄	金四拾錢	六百匁迄	金四拾錢	六百匁迄	金四拾錢
九百匁迄	金五拾錢	九百匁迄	金五拾錢	九百匁迄	金五拾錢
一貫二百匁迄	金六拾錢	一貫二百匁迄	金六拾錢	一貫二百匁迄	金六拾錢
一貫五百匁迄	金七拾錢	一貫五百匁迄	金七拾錢	一貫五百匁迄	金七拾錢
清、韓、日、各國內ニ發着スル小包郵便物料金ハ日本内地小包郵便物料金ト同シ		同區一郵便		重量二匁ハラス	
二百匁迄	金參拾錢	二百匁迄	金參拾錢	二百匁迄	金參拾錢
四百匁迄	金參拾五錢	四百匁迄	金參拾五錢	四百匁迄	金參拾五錢
六百匁迄	金四拾錢	六百匁迄	金四拾錢	六百匁迄	金四拾錢
九百匁迄	金五拾錢	九百匁迄	金五拾錢	九百匁迄	金五拾錢
一貫二百匁迄	金六拾錢	一貫二百匁迄	金六拾錢	一貫二百匁迄	金六拾錢
一貫五百匁迄	金七拾錢	一貫五百匁迄	金七拾錢	一貫五百匁迄	金七拾錢



○小包郵便物を差出さんと思はゞ其の物品の損ぜざる様適當の外包をなして封緘し表面に小包と記載し且見易き所に差出人、受取人の宿所氏名を明記し郵便局に差出して其の受取書を取り置くべし  
 郵便料は郵便局より送票を申受け之れに郵便切手を貼用して郵便物に添へて差出すものとす

〔ロ〕小包郵便送票雛形

小包送		番 號	
要 摘	量 重	局 受 引	局 送 配
	匁		
		局	局

差出人は此送票に郵便料に相當する郵便切手を貼附して差出すへし

郵便局にては此送票の郵便切手を檢査し消印し必要の事項を記

(甲) 票

欄附貼手切便郵

切郵  
手便

切郵  
手便

郵便切手は可成税額の多きものを用ゆへし

小包郵便費

入したる  
上まの小  
包郵便物  
に貼附す  
へし

小包郵便は簡單にして便利なる運送方法なり些少なる物品を送付するには此の小包郵便を以てするを善しとす 小包郵便は遞信省の指定したる郵便局又は小包郵便取扱所の取扱ふものとす 小包郵便物の荷造は品物相應の外装をなして破損の憂なき様にすべし又外部より容易に内品を察せらるゝが如きは宜しからず 封印は三個所以上爲し置くを法とす 現行の郵便法に據れば郵便禁制品并に書狀は小包郵便物として差出し得ざるは勿論決して之れを小包郵便物中に合裝すべからざるなり従ひて無封の添狀又は送狀は之れを添付し得るも例令



郵法第三十三條

○小包郵便物も高價の物は價額表記となすを善しとす

小包郵便物の喪失并に毀損は政府之れを賠償すべしと雖其の賠償金額は僅にして其の重量百匁又は其の端數毎に金貳拾錢の定なり、されば格別高價の品物は價額の表記を受くるを以て最安全なりとす價額表記郵便のことは總に郵便通則に述べたり四十

郵便規則第四十八條

○小包郵便は代金引換郵便として發送することを得べし  
代金引換とは差出人の爲に到着郵便局(所)にて受取人に其の郵物物を交付する際に其の代金と引換の手續を爲し呉る、方法を曰ふなり

郵便規則第四十九條

代金引換郵便物は到着郵便局(所)に留置き其の到着の旨を受取人に通知し受取人の出頭を待て代金と引換に之れを交付し更に其

郵便規則第三十五條第六號

の代金をば差出人に送達せらるゝものなり されば此の方法は遠方なる華主の注文に應じて商品を送付する場合等に用ゐて甚便利なりと謂ふべし 但此の代金引換は尙小包郵便のみならず通常郵便物も總て此の方法に依ることを得べし而して此の法を以て取立て得る最高金額は金參百圓を限る定なり

代金引換料 一口に付 金五錢 外に取立金送料として其の引換金額拾圓迄は金五錢 拾圓以上百圓迄は其 超過したる額に對し拾圓迄毎に金四錢 百圓以上參百圓迄は同拾圓迄毎に金參錢

### 第二節 陸上運送

○陸上運送とは陸上又は湖、川、港、灣内の運送を曰ふなり

運送には陸上運送と海上運送との二種あり 陸上運送とは滾車又は車馬の力を籍りて專陸上にて爲す所の運送を曰ふ又海上運送とは滾船若くは帆船に依りて内海又は外洋にて行ふ所の運送を曰ふなり而して現行の商法に據れば内地の湖川其の他港灣内にて例令ば小蒸滾船又は小舟を以て爲す所の運送は之れを陸上



商法第五  
百三十八  
條以下

商法第三  
百三十一  
條

運送中に包含せしめ只海洋にての航海運送のみは海商と稱して之れを區別し之れに適用すべき別段の規定を設けたり

○陸上運送を爲す人を運送人と曰ふ 即ち運送人とは運送賃を受けて陸上又は湖、川、港、灣内にて貨物又は旅客の運送を業とする商人を曰ひ鐵道局、鐵道會社、馬車會社等は其の主なるものなり

○手數料を受けて運送すべき貨物又は旅客の取扱となすを業とする人を運送取扱人と曰ふ即ち從來の荷物問屋、汽船問屋と稱する者は是れなり

運送人とは貨物又は旅客を運搬して賃錢を得るを營業となすものなり大にしては鐵道局、日本鐵道會社、其の他の鐵道會社、馬車鐵道會社小にしては荷車曳き、人力車夫、馬子、牛方、小舟の船主、并に船

商法第三  
百二十一  
條

人等をも包含すべし而して運送人とは只陸上運送の營業者のみを稱するものなることは前に記したるが如し

運送取扱人は其の名に示すが如くに只運送貨物の取り扱ひをなすに止まり自己は運送をなすものにあらず即ち荷主の委託を受けて運送の取り次ぎを爲し荷主に代りて運送人に運送を委託し其の運送一切に關する事柄を引受け以て手數料を受くる商人なり一口にて曰はゞ運送取扱人は荷主の代理人なりとす是れ從來の荷物問屋、運送問屋と稱するものにして内國通運會社、原鐵運輸組の如き者なり 荷主は此の運送取扱人の手を経て運送人に運送を托するを通例とす今貨物運送の通例の順序を曰はゞ荷送人は貨物を運送取扱人に引き渡して運送の取り扱ひ方を委託し運送取扱人は更に之れを運送人に付托するなり茲に於て運送人は自



已又は其の使用人若しくは他の運送人をして運送せしめ到達地の運送取扱人に引き継ぎをなし其の運送取扱人より荷受人に交付して全く運送を終るものなり

### 〔二〕物品運送

○貨物の運送をなさんと思はゞ其の品物に應じて相當の荷造をなし運送中に損失の憂なき様充分の手當をなすべし 又品物によりては入日記在中物の目録を貼付し置くを善しとす

荷物は成るべく荷造を丁寧になすべし若し荷造の粗漏なるときは運送の途中にて多くは破損抜け荷濡れ荷などの憂あるものなればなり 荷物は其の品質相應の荷造をなすべし例へば陶器磁器の如きは之れを藁包となし硝子類又は漆器の如きは之れを箱入

となし木屑にて其の隙間を詰め又生糸織物茶等の如き濕氣を厭ふものなれば夫れく其の手當をなし置くべし 荷物の外装は鴈巻蕙包箱等を普通とし小荷物ならば紙、油紙、鉛紙を以て外包をなすべし

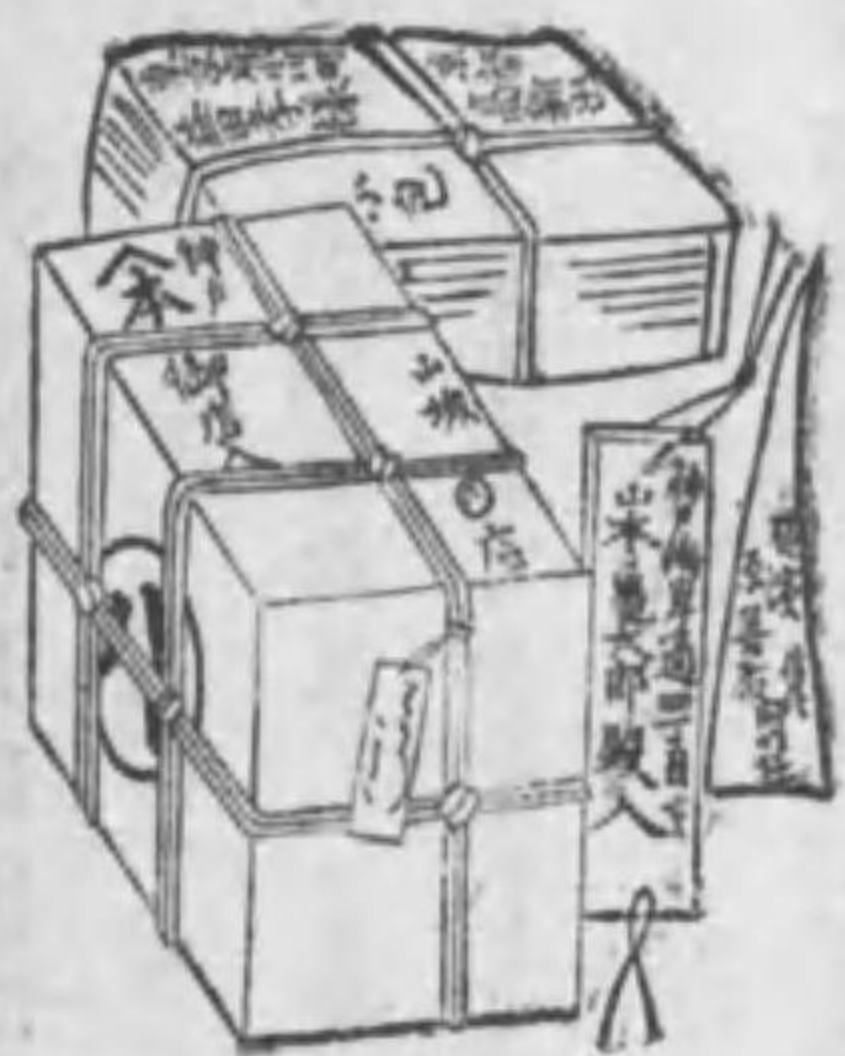
入日記は在中物品の目録にして荷受主が其の荷物を受取りて荷造を解きたる時に品物と比較して點驗する便利の爲に入れ置くものとす

○運送貨物には必て荷印を記し且荷受人、荷送人の宿所、氏名若しくは商號を記すか又は此れ等を認めたる荷札を附すべし

貨物の積入又は陸揚げは一時に數多の貨物を取り扱ひ大に混雜なるものなれば時に或は貨物の間違ひ等なきにあらす故に貨物



に荷印并に荷札を附け置くときは積入陸揚げの際仲仕は之を目  
印として取り扱ふものなれば自然と間違の憂少なかるへし  
荷札は運送の案内者なれば書き方を鮮明にし結ひ付けを丁寧に  
し紛失の恐れなき様にすへし



商法第三  
百二十二  
條同三百  
二十七條

○運送貨物が滅失し、毀損し、若くは延着し、因りて荷主が  
損害を受けたるときは荷主は運送取扱人又は運送人

に對して其の辨償を請求することを得べし

運送取扱人并に運送人は手数料又は運送賃を受けて荷主より大  
切なる貨物を預るものなれば充分の注意をなして其の業務を營  
まざるべからず故に若し運送貨物にして毀損したるか又は延着し  
たるときは運送取扱人又は運送人は自己若くは其の使用者例令は  
仲仕車  
掌其の他  
の雇人に過失なかりしことを証明し以て其の損害は荷造の不完  
全又は水火災等の天災に因りて生じたるものなることを明かに  
せざるべからず然らざれば運送取扱人并に運送人は損害を賠償  
するの責を免ることを得ざる定なり されば貨物の到着したる  
ときは荷受人は必し荷造并に封印を取り調べて若し抜け荷濡れ荷若  
くは損傷の迹あるときは直に運送取扱人又は運送人に糺すべし

〔二〕旅客運送



○旅客の運送人は旅客并に其の手荷物を安全に運送す  
るを要す若し過失の爲に旅客の身體其の他に傷害を蒙  
らしめたるときは運送人は其の損害の賠償をなさざ  
るべからざるものとす

旅客の運送に就いては事荷<sup>レ</sup>人の身體生命に關するものなるを以  
て殊に至重の注意を要すべしされば若し運送人又は其の使用人等  
の過失懈怠よりして旅客に傷害を蒙らしめたるときは之れを賠  
償するの責を免ることを得ざるなり而して其の損害額を定むる  
には裁判所は被害者及其の家族の状況を斟酌するものとす例令  
は茲に人ありて涼車に乗じて旅行をなしたるに車掌の不注意到  
因りて脱線をなし爲に其の人は死亡せりと假定せよ然るときは  
運送人なる鐵道會社には無論損害賠償の責任あり 此の場合に

其の損害額を定むるには被害者の年齢遺族の有無并に其の貧富  
其の他の事情は大に裁判所の参考となすべきものなり  
さて運送人は自己又は其の使用人が注意を怠らざりしことを証  
明して其の責を免ることを得べしと雖若し其の証明の立ざりし時  
は過失あるものと見做るべき定なり 又旅客の運送人は其の引  
渡を受けたる手荷物に對しては假令無賃運送のときにては物品  
の運送人と同様の責任を負ふべきの定なり但旅客より引き渡し  
を受けざる手荷物に就いては自己又は其の使用人に過失ある場  
合を除きては損害賠償の責任あることなし

〔三〕鐵道運送

○陸上運送の主なるものは鐵道運送なり 鐵道局并に  
各地の鐵道會社は鐵道に依りて旅客及貨物の運送を



なすを其の業とす

鐵道運送の賃金は官設鐵道及ビ各私設鐵道を通じて畧同一の賃率に據りて算定したるものなり 即各私設鐵道會社の乗客賃金は私設鐵道法に従ひ又貨物運送賃は鐵道作業局の賃金率を標準として之れを定め孰れも遞信省の認可を受けて實行したるものなり されは或は間々些少の差異なきにあらざるも大體は相同じきはずなるを知るべし

私設鐵道法規抄

明治三三年私設鐵道法第五八條 下等旅客運賃額ハ線路ノ距離一哩ニ付金二錢ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ  
同年鐵道營業法第一六條 旅客カ乘車前ニ旅行ヲ止メタルトキハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得  
乘車後旅行ヲ中止シルルトキハ運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ズ  
同年鐵道運輸規程第三條 鐵道ハ主要ナル停車場ニ申告簿ヲ備ヘ置クコトヲ要ス  
同第四條 旅客貨物ノ取扱ニ關シ鐵道ノ處置ニ不當ノ際アリト認ムル者ハ前條ノ申告簿ニ記載シ抗告ヲナスコトヲ得申告簿ニ依リテ抗告

(イ) 乗客賃金

○乗客賃金は通例壹、貳、參の三等に分ち參等賃金は一哩に付凡壹錢以上貳錢以内の割合を以て哩數に應じて算定したるものにして貳等は其の二倍、壹等は其の三倍なり但四歲迄の小兒は無賃十二歲迄は半額とす  
○乗客は無賃にて手荷物の運送を托することを得べし之れを托送手荷物と曰ふ 然れども其の手荷物の無賃は參等客は一人付三十斤迄貳等客は六十斤迄壹等

チ爲ス者ハ事實ヲ詳記シ其住所ヲ記シ姓名スルコトヲ要ス 鐵道ハ氏名住所ヲ明示シタル抗告ニ付テハ遅滞ナク辨明ヲ與フベシ  
同三六條 旅客カ其旅行ニ必要ナル物品ハ手荷物トシテ之ヲ託送スルコトヲ得但貨幣、有價証券其他ノ高價品及動物ハ此限ニアラズ  
同四八條 鐵道ハ惡意又ハ重大ナル過失ニ因ラザル手荷物ノ滅失又ハ毀損ニ付テハ旅客一人ニ對シ價額百圓ニ限り損害賠償ノ責ニ任ズルモノトス



客は百斤迄とす若し其の以上なるときは其の超過の分は斤量に應じて賃金を支拂はざるべからず

鐵道の各驛には旅客賃金表を掲げあるを以て一覽して切符を購求し乗車すべし其の賃金は一哩に付二錢を超へざる割合を以て其の驛より各驛に到る哩數に應じて其の賃金を割出したるものとす而して距離の遠きに至るに従ひて一哩の賃金率を遞減する鐵道會社も亦少からず 但一哩は我が國の距離尺にて凡十四町四十五間餘に當るなり

手荷物を車内に携帯せずして別に運送を委託せむとするものは乗車切符を示して其の手荷物を荷物取扱所に差出し引換の符標を受取り到着の停車場にて其れと引き換に手荷物の返還を受くべし 托送手荷物は旅客が其の旅行を爲すに必要な物品に限り 一等旅客一人に付百斤 二等旅客同六十斤 三等旅客同三

十斤迄にして又半賃金にて運送する小兒の無賃手荷物斤量は前記斤量の半額とする定なり 此の托送手荷物は到達後廿四時間内に必し引き取るべし然らざれば保管料を取り立らるべし 鐵道作業局にては配達料を受けて停車場所在地市内及其の近距離へ手荷物を配達する便法を設け居れり

(ロ)貨物運送賃

(注意)以下は鐵道作業局所定の運賃に就いて説明す

○瀛車積貨物の運送方法に大貨物通常扱、同貸切扱、小荷物扱及速達便扱の四種ありて各種毎に運賃の定め方を異にせり

(1)大貨物通常扱

○此れは通例の瀛車積運送法にして貨物をば其の性質に因り數多の等級に分ち以て其の賃金率を定めたり



大貨常通扱賃金率の例

等級	物品ノ種類	品目方百斤ニ付一哩ノ運賃	同一品種ノ貨物ニシテ一口二哩以上ノ運賃
第一級品	穀物、綿實、藍種、藤、鐵及鋼、農業用器具	金貳厘	金參錢
第二級品	針、家具、綿、絲、乾物、麩、麵、粉、麵粉、酒類、眞綿、毛絲、齒磨粉、刃物類、文具各種、陶磁器、藥品、絹織物、絹絲、蠶卵紙、林及拳銃、時計、樂器	金參厘	金四錢
第三級品	酒類、眞綿、毛絲、齒磨粉、刃物類、文具各種、陶磁器、藥品、絹織物、絹絲、蠶卵紙、林及拳銃、時計、樂器	金四厘	金五錢
高級品	藥品、絹織物、絹絲、蠶卵紙、林及拳銃、時計、樂器	金六厘	金七錢
級外品	第一種生獸、第二種危險品、第三種車輛類、第四種死體、第五種特種貴重品	各種貨金ナリ異ニシ且同種中ノ物品ト雖賃率ニ差異アリ	

(注意)大貨物の等級表は主として貨物の精粗を以て其を標準として編製したるもの、如し之を理  
解し易からしむ爲に茲に二三の例を順序に配列す其の他の貨物は或は之れに據りて類推す  
るを得ん

(2) 大貨物 貸切扱

○貸切扱は一噸一哩に付き何程と定めたる賃金率を以て便宜四噸積より十噸積までの貨物車一輛を借り入

れて運送を爲す方法にして賃金は通常扱に比較して稍低廉なりされば一時に多くの貨物を運搬するには此の方法によるを善とす

貸切扱は特に纏りたる貨物の運法方法にして四噸車貨車以上十噸車貨車迄の貨車を借り入れ運送することを得べし 賃率は一哩に付一噸の賃金を定め之れに據りて計算するなり 此の貸切扱に一品積と混淆積との二種ありて各其の賃率を異にす一品積は一種の貨物のみを積むものにして混淆積は例令ば米、麥、肥料等數種の貨物を積み合す場合なり其の運賃は三級品以下一、二、三級品の各一品積は一哩一噸に付金貳錢五厘にして高級品の各一品積は同金四錢なり又數品混淆積は高級品積と同様に同金四錢なりとす 運賃を算するに當りて端數の繰り上げを爲すは鐵道運送の規則なり即ち斤に依りて計算するものは五十斤に切り上げ噸に依りて計



算するものは一噸未満は一噸に切り詰め、貨切扱の一輛未満は一輛分を徴し、哩程五哩未満は五哩分の運賃を取り立て、一哩未満の端数は一哩に切り詰るものとす

大貨物は以上の運賃の外に發着手數料を取り立つべし、其の割合は通常扱は一、二、三級、高級品の孰れも百斤に付發着共各金貳錢にして通常願扱は一、二、三級、高級品の孰れも一噸に付發着共各金拾五錢なり又貨切扱は一、二、三級、高級品の孰れも一噸に付發着共各金拾錢と定む其の他級外品も亦貨物相應に發着手數料を徴收せり

又運賃割引の法あり此れは一個人又は一會社にて一ヶ月に幾何以上の運賃を納めたるものには其の幾分を返戻さるゝの法なり其の割引率左の如し

- 一個人又は一會社ニテ一ヶ月納金壹萬圓以上貳萬圓未満ニ及ブトキハ其ノ百分ノ壹ヲ還付ス
- 同……………貳萬圓以上參萬圓未満……………百分ノ貳……………
- 同……………參萬圓以上四萬圓未満……………百分ノ參……………

- 同……………四萬圓以上五萬圓未満……………百分ノ四……………
- 同……………五萬圓以上……………百分ノ五……………
- 右ハ東海道線及北陸線ニ通ジテ適用セラルムモノナルガ信越線及奥羽南北線ハ別ニ之レヲ定ム

(3) 小荷物扱

●小荷物扱小包又は小貨物とも曰ふは少量の物品又は急速の送達を要する貨物並に貴重なる品物の運送方法なり 此は急速の運送を爲し且或は特に鄭重の取扱をすゝるものなれば隨ひて其の運賃は大貨物扱通常扱より高きものなり

此の小荷物扱は貨物列車便に據らずして旅客列車便を以て運送するものなれば到達すること甚速なり 此の運送法の賃金は托送貨物の性質に因りて通常小荷物、嵩高及易損品、貴重品、動物の四種に分ちて各其の賃率を異にせり

小荷物扱の賃金



程	普通小荷物		寄高及易損品		貴重品		品		小動物		
	五	同	五	同	五	同	拾	同	壹	同	
廿五哩迄	一斤に付	壹錢	一斤に付	壹錢	一斤に付	壹錢	一斤に付	拾錢	拾錢	一斤に付	貳拾錢
五十哩迄	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
百哩迄	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
以上五十哩若くは五十哩未	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(4) 速達便扱

○至急を要する貨物は速達便にて托送すべし 此れは小荷物の如くに多額の運送賃を要せずして貨物を急速に送達し得る重寶なる運送法なり

速達便扱は貨主より直接に托送を受くるを趣意とする運送法なれば其の托送手續も甚簡便なり されば何人にとりて別運送店の手を経るを要せずして只貨主が貨物を停車場の貨物係に提出して運送方を委託せば足るべし然るときは鉄道作業局は到達地にて受取人に無賃配達を爲すものなれば至りて重寶なる貨物運送の方法なりと謂ふべし

○速達便扱の運送賃は哩程 百哩迄は目方五十斤に付金四拾錢の割合にして其の以上は五十哩以内を増す毎に同金五錢宛を増す定なり

○速達便に關する規程

- 一 速達便扱運賃 哩程百哩迄五十斤に付………金四拾錢
- 百哩以上五十哩若くは五十哩未滿每………金五錢
- 二 速達便扱貨物ハ鉄道作業局ニ於テ定ムル區域内ニ於ケル受取人住所迄配達スルモノニ限リテ取扱フモノトス



- 三 速達便扱ノ貨物ノ運賃ハ貨物ノ個數ニ依リ一個毎ノ計算トス
- 四 速達便貨物ノ内構物、俵物ノ類ニシテ別ニ斤量ノ標準ヲ定メタルモノハ斤量ノ端數ヲ切り捨テ取扱フコトアルベシ
- 五 左記ノ貨物ハ速達便扱ナサズ

級外品第一、二、四、五種

一個ノ量目二百斤以上才量四十六方尺以上ノモノ

(注意) 右の外長十五尺以上の貨物も亦實際に速達便扱を爲さずモ云ふ

〔ハ〕瀧車積貨物差出方

商法第三  
百三十二  
條

○貨物を瀧車積になさんには停車場の荷物取扱所(貨物係)へ到り運送状の用紙を申受け此れに運送品の種類、數量及運送先の驛名、荷受人の氏名又は商號其の他を式の如くに記入し調印の上貨物と共に此れを差出し運賃を拂ひて貨物引換切符を受取り直に此れを荷受人に發送すべし

商法第三  
百三十三  
條

此の貨物引換切符は發送驛にて貨物受取の証據として交付し到達驛にて之れと引換に貨物の引渡を爲すものなり 今日何れの鐵道會社も通例は此の引換切符を用ゐをれりされど荷送人の都合に因りて貨物引換証の交付を請求することあり然るときは鐵道會社は貨物引換切符に代へて貨物引換証を交付すべし 此の貨物引換証は所謂有價証券の一種にして運送品を代表し此の証券の讓渡并に質入は運送品其の物の賣買質入と同様の効力を生ずるなり 従ひて鐵道會社も此れと引換へにあらざば荷受人に貨物を引渡さるべく殊に此証券が滅失又は紛失したるときには面倒なる手續を要すべしされば荷爲替取組等の爲に特に荷主に必要の場合を除きては通例貨物引換切符を使用するの簡便なるに若かざるなり

商法三百  
三十五條

商法三百  
四十四條



印紙 紙錢		帝國鐵道會社			
運送便種類		貨物列車便			
特約條件		本書記載ノ荷物ハ鐵道規則ニ據			
運賃仕拂方法		現拂			
引換証請求有無		請求セズ 發驛 名古屋			
増賃金仕拂請求有無					
引換切符 番 號	引換証 番 號	貨車番號 及所有主	荷 受 人		届 先
		ト 153	住 所	氏名又 ハ商號	先 支店
			縣 前	通 運	

連帶運送ノ場合運送スヘキ線路二途以上アリテ荷送人カ孰レカ其一ヲ

道會社 送 狀

受 付55號

貨物記號 ㊦

運送依頼候也 荷送人 住所 名古屋  
 氏名又ハ商號 瀧 兵右衛門  
 36年2月26日  
 着驛 京都 線 名  
 扱種別 貨車貸切扱

品名及 荷 造	個 數	斤 量	噸 數	車 數	價 格	記 事
米	100		6	1	480 00	

撰フトキハ其線名及經由連絡驛名ヲ記事欄ニ記入スルヲ要ス



印紙 貳錢

帝國鐵  
貨物引

運送區間自名古屋驛至 線京都驛

運送便種類 貨物列車便

運送狀		通知書 又ハ切符 番號	貨車番 號及 所有主	品名及 荷造	記號	個數	重量	噸數	車 數	割 合
月日	受番 付號									
2.26	55	*	ト158	米	㊦	100	10000	6	1	

明治

道會社

換切符

荷送人住所 名古屋 瀧兵右衛門  
氏名又ハ商號

荷受人住所 京都驛前内國通運會社  
氏名又ハ商號

届先 京都室町通 瀧支店

賃金					價格	記事
運貨	若手	發荷料	增賃金	合計		
1500		180		1680	480	00

36年2月26日

名古屋驛 長金道



(注意) 貨物引換証は其の末尾に「上記の貨物到着に於て荷受人又は其指圖人に本証書引換に可相渡候也」の文句を記入し且証書の作成地を記する外は貨物引換切符と同様の物なり

### 三 瀛車積貨物受取方

○荷受人は荷送人より送付せる貨物引換切符を先方の停車場の荷物取扱所(貨物係)に差出し引換に貨物を受取るべし貨物は其の停車場に到着してより二十四時間内に受取るべく若遅れたるときは倉庫料を取立てらるべし

瀛車積貨物は停車場最寄の荷物運送店に托するを以て最も便利なりとす 此の運送店は所謂運送取扱人にして運送貨物を引き受け一切の取扱をなすを營業とするものなれば運送上にて種々の

便宜を有し殊に各荷主より集めたる荷物中に同等級品の小貨物數個あらば之れを抱き合して運送賃の割合よき位の一包を造り之れを停車場に托送し引換切符を受取り之れに自己の送り状を添へ先方の驛にある支店又は取引ある運送店へ送付し之をして貨物受取并に荷受人に配達の手配を爲さしむるものなれば荷主には一も手数を要せざるべく萬一にも貨物の間違喪失等の事もわらば萬事此の運送店にて引受け相當の取り捌きを爲し呉るゝを以て荷主に取立ては大に便利なりと謂ふべし

一般に運送店は運送取扱人なると共に運送人たるもの多しされば何處に送付すべき貨物も一たび之れに付托さへなせば届先は例令瀛車瀛船の便なき處と雖車馬其の他の運送具に依りて運送を爲し呉るゝものなり



第三節 海上運送

商法第五  
百三十八  
條以下

○漁船其の他の船舶を以て航海をなして旅客并に貨物を運送するを海上運送又海商と曰ふ 例へば日本郵船會社、大阪商船會社の如きは海上運送を營業とせるものなり

商法第五  
百四十條

爰に海上運送と曰ふは商行爲を爲す目的を以て航海の用に供する船舶を其の運送具と爲す場合に限るなり其の船舶といふも総噸數二十噸以上又は積石數二百石以上の物なることを知るべし海上運送に二種あり一は船主が其の所有の船舶を他人に貸與し報酬として賃貸料を得る場合にして之を傭船契約と稱し他は個々の物品又は旅客を運送し運賃を收むる場合にして之れを普通運送と曰へり

商法第五  
百九十條  
第六百二  
條以下

第一 傭船契約

○傭船契約は纏りたる貨物の運送方法なり荷主が一時に多くの貨物を運送する場合に一艘の船舶を借り切るときは運賃を節約するを得べく其の他一人又は數人の荷主が聯合して傭船を爲すも便法なり荷主が一艘の傭船を爲して我が貨物を積み込み尙其船艙に餘地もあらば他人の貨物を引受けて相當の運賃を收むることを得べし殊に定期航海の開けざる港への貨物運送の如きは此の傭船を以てすること最適當の方法なり

傭船契約に全部の傭船と一部の傭船との二種あり (一)全部の傭船は其の船舶の全部を以て契約の目的とする場合にして更にそ



れを分ちて航路極備船契約定期備船契約の二とす航路極備船契約は特定の航海に付備船を契約するものにて例へば甲乙兩港間と曰へる如く豫、航路を定めて約定せるものなれば其の航海を終へ次第に契約は消滅すべく又定期備船契約は或る期間を定めて備船を約定したるものにて契約は其の期間の満了に因りて終了するものなり (二) 一部の備船契約は船舶の一部分の借入方を約したるものにて例令ば船艙第何號を借り入ると曰ふが如し

## 第二 普通運送

○定期航海船并に郵便船は期日を定めて出帆し其の他の船舶は相當の乗客を得貨物を積み込みて發航するものなり孰れも其の出帆日時、仕向港及寄港先等を廣告し乗客并に貨物の糾合を力むるを通例となす此等

乗客貨物の集め方は回漕問屋の手を経ること多し

回漕問屋は所謂運送取扱人にして鐵道運送の運送店と同様に運送人と荷主との間に介立し一方には船主に代りて貨物を取り集め他方には荷主の爲に船積の周旋をなし之れに便益を與ふるものなり

## 〔一〕旅客運送

○旅客は漁船會社又は其の代理店に至りて乗船切符調製依頼書を差出し運賃を拂ひて乗船切符を購求し乗船すべし乗船切符は記名なるを通例とし従いて乗客一人毎に調製するものなり 運賃は各航路共上中下の三等に分ち豫定めあるを通例とす

記名の乗船切符は之れを他人に讓渡し得ざるを定法とし其の航



海中の旅客の食料は船主にて負擔すべき等なれば旅客運送賃中には此の食料の代金をも見込める譯合なりと知るべし又旅客は制限迄の手荷物を無賃にて船中に携帯し得るを通例とせり而して其の制限額も亦上中下の三等に因りて重量及容積に差等を設くるものなり

### 〔二〕積荷運送

#### 〔イ〕貨物運賃

○荷物運賃の定め方は重量品は其の目方に就き輕量嵩高品は容積を標準とし又金銀貨幣寶石等の貴重品は價格に依るを普通とす而して孰れも運賃は貨物到着後に荷受人より支拂ふの習慣なり

鐵石炭コーックスの如き重量品は一千六百八十斤を一噸とし嵩高

品は容積一尺立方を一才と稱し之れを目安として運賃を算出し其の四十才を以て容積の一噸と稱せり又米穀の類は楯目の百石に依り又糶其他北海道産の肥料及昆布は四十貫を百石となし散鮭散鱈は六千尾を以て百石とし之れを標準として運賃を計算しをれり 小口荷物の運賃率は大抵定まりあれども大口の荷物に至りては一定の賃率なく貨物集散の工合航海船舶の多少運送人間の競争の緩急等に因りて高下あるものなり 運賃は貨物を到達港に送り届たる後に荷受人より支拂ふが普通なりされど小口の貨物に在りては往々前拂をなすものあり 特に傭船の場合に發航の際に當りて船舶の艤裝其他の準備の爲に費用を要すべきを以て運賃の一部を豫支拂ふ習慣ありと云ふ

#### 〔ロ〕船積貨物差出方







一五〇番	船積差圖書	三三年四月二日	解名	盛来
揚地名	東京	出荷主	一瀬利兵衛	受荷主
荷印品名	個	數	摘	要
⑤莖包赤卷糖	五千	張		

右物品御改メ御積入之上左方ノ積荷受取書御差戻可有之候也

第七次 天津丸御中

日本郵船株式會社



一五〇番	積荷受取書	三三年四月二日	解名	盛来
揚地名	東京	出荷主	一瀬利兵衛	受荷主
荷印品名	個	數	摘	要
⑤莖包赤卷糖	五千	張		

右物品御差圖書ニ照シ正ニ受取積入候也

第七次天津丸

日本郵船株式會社御中







〔八〕船積貨物受取方

商法第六  
百六條

○荷受人が荷送人より船荷証券の送付を受けたるときは其の積込み運送船舶の到着を見計ひ船主又は其の代理店に就いて船荷証券と引換に貨物を愛取るべし向拂運賃其の他の費用は此の際に荷受人より支拂ふべきものなり

積荷の引取方は通例は本船にてなすべきものなれども特約又は陸揚港の習慣に従いて解船棧橋又は埠頭にて受取ことあり又俗に廻しと曰いて貨物を荷受人の倉庫迄送り届くる習慣もありと云ふ

第三章 倉庫業

商法第三  
百五十九條

○倉庫を建築し倉敷料を受けて荷主（委託者）より諸般の貨物を預るを業務とするものあり之れを倉庫業と曰ふ倉庫會社は會社組織を以て此の業務を營めるものにして各地にありて多く見る所なり

商人は己れに一の倉庫を有せずして數多の商品を買ひ入れ一人の保管人なくして安全に之れを貯蔵することを得べく而して必要に應じて何時にても全部又は一部の倉出しを爲すの自由を得又倉庫の營業時間中は何時にても貨物を點檢し見本の取り出しを爲すことを得べし 遠方にある荷主は能く倉庫を利用し先づ荷物を倉庫會社へ送り置き見本を其の地の問屋に與へて便宜之れを賣捌かしむることを得べく其の他荷主は貨物を倉入れの儘にて銀行に質入れ融通を得る等の便あり



○貨物の保管を倉庫會社に托せむとする者は其の貨物の種類、品質、數量、個數、價額保管の期限等を記したる保管預け申込書を認め貨物と共に倉庫會社に差出べし然るときは倉庫會社よりは其の保管貨物の預証券及質入証券の二通を荷主に交付せらるべし預け貨物を倉出すには其の倉出せむとする貨物の品名、個數、荷印及証券の番號等を記したる庫出報告書と造り之れと預証券及質入証券とを取揃へて倉庫會社に差出し引換へに貨物の引渡を受くべし

倉庫會社は荷主の請求に因りて貨物保管の証として預証券質入証券の二通を交付するを法とす此く二通あるは荷主は一方には預証券を以て買手を求めつゝ他方には質入証券を銀行に質入し

て借入金を得る爲す便益に供する爲なり即質入の手續は荷主は其の質入証券に債權額、利息、期限、日附及氏名を裏書して預証券と共に差出すものとす然るときは銀行は質入証券を手許に留め置き預証券に債權額、利息、期限等を裏書して返還するなり荷主は此の質入裏書ある預証券を以て蔵入貨物の賣買を爲し買手は一見以て其の質入を知り得べく爲に決して間違を生ずる等のことなからべし

預け主が預け貨物を賣渡るときは預証券に讓渡の裏書をなして讓受人に交付すべし其の貨物の未だ質入あらざるときは預証券并に質入証券の孰れにも讓渡の裏書をなして二通共之れを讓受人に交すべく決して各別に讓渡をなすことを許さざるなり此の預証券及質入証券も運送証券同様に一種の有價証券にして



寄託貨物を代表するものなり茲を以て其の貨物倉出しの如きも預証券質入証券を取揃へて倉庫會社に提出せざれば會社は決して貨物を渡さざるものなりされば既に質入となりたる預け貨物を出庫するには先の質債務を辨済し質入証券を受け出し倉庫會社に返還すべき筈なるも此の場合には簡便法ありて預証券の所持人は質入債券の金額及利息を倉庫會社に預け入れて直に預け貨物の出庫を受くることを得べく此くて倉庫會社は其の預りたる金額を質權者に渡し質入証券の返還を受けて全く取引を終了することを得べし

寄託申込書

一 近江米五百俵

認印	支配人	入庫	出庫	豫認帳	出納帳	保管料

記號	荷造	數量		入庫日	保管期間	要摘	評價		保管場所
		總量	一個平均				單價	總價	
ニツ屋	改良	貳百貳石五斗	四斗五合	明治三十六年二月十五日	明治三十六年五月十五日				油小路倉庫
									五百俵ニ付一ヶ月金 六圓〇七錢五厘

右寄託候也

寄託主 大阪市中之島五丁目

林 長五郎印

明治三十六年二月十五日

商業倉庫株式會社御中



第五〇八號

寄託主

社印  
齋 錢

預證券 林長五郎殿

一 近江米五百俵也

記號	ニツ星	場保 所管	油小路倉庫
	改良		保管料 壹ヶ月金六圓〇七錢五厘
荷造	改良	火災保 金額	金貳圓拾參錢五厘
數 總量	貳百〇貳石五斗	期間	貨物在庫中
量 平均	四斗〇五合	摘要	商業火災保險株式會社
入庫日	明治三十六年二月十五日		
期限	明治三十六年二月十五日		

前記之貨物左ノ約條ニ依リ正ニ預リ候寄託主又ハ其指圖人へ本証券及質入証券引換ニ可相渡候也

明治三十六年二月十五日 本社ニ於テ本証券ヲ作成ス

商業倉庫株式會社  
取締役 高井庫之助 印

約 條

- 一 寄託物保管中 天災、事變、強盜其他抗拒スベカラザル災厄ニ罹リ又ハ鼠喰、蟲入、寄託物ノ性質、氣味ノ變遷等ニ依リ生シタル損害ハ當會社賠償ノ責ニ任セズ
- 二 寄託物保管中 腐敗、變質其他ノ原因ニ依リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ホスノ虞アルキハ新聞廣告又ハ書狀ヲ以テ寄託主又ハ預證券所持人ニ寄託物ノ出庫ヲ催告シ質入証券所持人ニ其旨通知スベシ
- 三 預證券所持人ハ質入証券ニ記載シタル債權ノ辨育期前ト雖モ相當ノ金額ヲ當會社ニ供託スルトキハ寄託物ノ全部又ハ一部ノ出庫ヲナスコトヲ得ベシ
- 四 第一質權者ニ於テ寄託物ノ一部出庫ヲ禁スル場合ニアリテハ内出ヲ禁スル旨ヲ記シ内出ノ欄ヲ抹消スベシ
- 五 保管料ハ其月十五日ノ前後ニ依リ全月分若シクハ半月分ヲ申受クベシ但保管滿期ニ至リ寄託主繼續ノ手續ヲ爲サハル時ハ滿期後ニ倍ノ保管料ヲ申受クベシ
- 六 寄託物出入、運搬、廣告、検査、保存等ニ要シタル諸費用及証券書換ノ手数料ハ總テ寄託主又ハ預證券所持人ノ負擔トス
- 七 此約條ニ記載ナキ事項ハ總テ商法及ヒ當會社ノ營業規則ニ據ル



第五〇八號

寄託主

社印  
貳錢

質入證券

林長五郎殿

一 近江米五百俵也

記號	ニツ屋	場所	油小路倉庫
荷造	改良	保管料	壹ヶ月 金六圓〇七錢五厘
數量	貳百〇貳石五斗	金額	金貳圓拾參錢五厘
平均	四斗〇五合	期間	貨物在庫中
保險	火災	金額	金貳圓拾參錢五厘
保險	火災	金額	金貳圓拾參錢五厘

入庫日 明治三十六年二月十五日

商業火災保險株式會社

期限 明治三十六年二月十五日

摘要

前記之貨物左ノ約條ニ依リ正ニ預リ候寄託主又ハ其指圖人へ本証券及預証券引換ニ可相渡候也

明治三十六年二月十五日 本社ニ於テ本証券ヲ作成ス

商業倉庫株式會社

取締役 高井庫之助

約條

- 一 寄託物保管中 天災、事變、強盜其他抗拒スベカラザル災厄ニ罹リ又ハ鼠喰、蟲入、寄託物ノ性質、氣候ノ變遷等ニ依リ生シタル損害ハ當會社時價ノ責ニ任セズ
- 二 寄託物保管中 貯蔵、運搬其他ノ原因ニ依リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ボスノ虞アルトキハ新開廣告又ハ倉庫持人此項合ニ於テ出庫ヲ意リタルニ依リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ生シタル時ハ寄託主ハ預証券所持人ハ其費用ヲ負擔ス
- 三 預証券所持人ハ預証券所持人其費用ニ記載シタル債權ノ辨濟明前ト雖モ相當ノ金額ヲ當會社ニ供託スルトキハ寄託物ノ全部又ハ一部ノ出庫ヲ禁スル場合ニアリテハ内出ヲ禁スル旨ヲ記シ内出ノ欄ヲ
- 四 第一質權者ニ於テ寄託物ノ一部ノ出庫ヲ禁スル場合ニアリテハ内出ヲ禁スル旨ヲ記シ内出ノ欄ヲ



抹消スベシ  
 五 保管料ハ其月十五日ノ前後ニ依リ全月分若シクハ半月分ヲ申受クベシ但保管満期ニ至リ寄託  
 六 寄託物出入、運搬、廣告、検査、保存等ニ要シタル諸費用及証券書換ノ手数料ハ納テ寄託主又  
 七 此ニ條ニ記載ナキ事項ハ總テ商法及ヒ當會社ノ營業規則ニ據ル

庫出報告

一	
荷印	預忘券 番 號
右庫出致度候間御取計可被下候也	
明治三十 年 月 日	准 其 印
商業倉庫株式会社	
御 中	

○倉庫の一種に保税倉庫なるものあり此れは未輸入手  
 續を済ませざる貨物をば一時倉入をなす倉庫なり此  
 の倉庫に藏置中は未輸入を爲さざるものと看做し輸  
 入税を猶豫せらるゝ定なり

倉庫會社の倉庫料は商品の種類又は會社に因りて異なるも雖總  
 して多額のものにはあらず今一例を擧ぐれば在大阪日本倉庫會  
 社にては藏敷料として一ヶ月米雜穀十石に付金貳拾錢麥十石に  
 付金貳拾錢白糖十挺に付金拾四錢綿チル一箱金四錢孟買繰  
 綿十個に付金貳拾錢を取立て外に保管料としては何品を問はず  
 一ヶ月に付評價金額の千二百分の一を徴せり而して他の商品の  
 保管料も此等に因りて推する得ん此等倉庫料其の他の費用は貨  
 物庫出の際に支拂ふべきを法とせり



此の輸入税の猶豫は商人には甚重實なり即輸入貨物をば手續未済の儘を以て一時此處に倉入し置き其の貨物の仕向け先が愈内地と確定したるときに始めて輸入手續を爲し關税を納めて倉出し又外國へ再輸出するか或は積戻を爲すときは自由に之れを積出し得る等の便益あり 保税倉庫の貨物藏置期限は入庫の日より一ヶ年と定められたり保税倉庫には官設のものあり私設のものあり前者は税關の經營する處にして後者は私設なるも官の認許を受け且常に其嚴重なる監督に服すべく其の保管し得る貨物の種類の如きも大藏大臣の指定したるものなり

#### 第四章 保險

○商人は意外の變災に遭ひて損害を受ることあり 例へば火災の爲に店舗商品を焼失せしめ又は難船に因

りて運送中の商品を失ふが如し 斯かる危難は人世に免るべからざる事にして實に不安心なりと謂ふべし 然れども此の災難の爲に商人が蒙むる損害を避くる方法あり之れを保險と曰ふ

○保險とは保險人保險會社が保險料を受けて不時の災難を蒙りたる人の損害を補償するの約定を曰ふ例へば一の家屋を保險に附して年々保險料を保險會社に支拂ひ置けば若火災の爲に其の家屋焼失すとも保險會社は其の價格を賠償するが如し 保險を托する人を被保險人と曰ひ保險する人を保險人と曰ふ又保險せらるゝ物品を被保險物と曰ひ被保險人より保險人に支



拂ふ金を保険料と曰ふ生命保険にありては之れを掛け金と稱せり

○保険に損害保険、生命保険の二種あり而して現今最行はるゝ損害保険は火災保険、海上保険及運送保険なり夫れ天災時變の發生は豫人力を以て測るべからず其の暴風怒濤は海上にて幾千噸の大船をも沈没せしめて幾百萬圓の船舶及積荷を空しく海底の藻屑とならしむ又火災震災の恐るべきことは彼の數十丈の大厦高樓も一朝に灰燼となるに因りて知らるべし而して各人生命の危きこと亦朝露の如し若人ありて萬一斯かる不幸に遭ひて損失を蒙らんか朝に巨萬の財産を有したるものも夕には食物を道路に請ふに至らん茲に於て保険營業を爲すもの起り各人より小額の保険料を受け

て其の人々の財産を保険し萬一事變の發生によりて其の財産に損害を生ずることあらば保険人が之れを賠償すべきを以て各人は變災の爲に失敗を蒙るの憂なかるべし又保險營業者の手許にては多くの被保險人より保険料を蒐集して其の額随分多額に昇ること故之れを以てすべての損害賠償に充つることを得べし而して天災事變は常に發生するものにもあらざれば保險業者は相當の利益を得て其の營業をなすことを得るなり言ひ換ふれば多數の被保險人が少額の保険料を醸出して之を合せ一二人の不俸者を救済し保險會社は之れを周旋して其の手数料を受くるものとすことを得べし即保險の仕組は一人の災禍を公衆に荷はするの方法にして各人の損益を平均し不時の危険より生ずる損失を避くるの良法と曰ふべく其の一人の被保險人と保險業者との



約定より見れば若事變の發生したるときは保險業者の損失に歸し無難なるときは保險業者は全く保險料を得て恰運賦天賦の輪贏を争ふが如くなれども悉皆の被保險人と保險會社との關係より見れば保險業者は着實なる營業をなすものにして決して一大勝負を試みるものにはあらざるなり其の保險料の如きも從來の統計に基きて危險發生の度数より割出したるものなれば保險營業を以て一般の投機事業と同視すべからざるなり

社會の進歩するに従ひて各人は漸く此の保險の必要を悟り西洋にては其の財産を保險に附することは一般の有様となり其の陸上又は海上の運送貨物は皆之れを運送保險海上保險に附し家屋倉庫家具商品等は之れを火災保險に托し生命は之れを生命保險に附托し及ぼしては土地の收穫をも保險せしむるに至れり若し一

人の保險に附せざるものあらば世人は其の愚を嗤ふ有様なり我國にても近年漸く保險事業の擴張を見るに至れるは商業上の一進歩なりと謂ふべし思ふに海上保險火災保險の發達は商業上に利益を與ふること尠からざるべし

保險に營利保險と相互保險とあり此れは保險を以て營業と爲すと否とに因りて生ずる區別なり又財産に直接の損害を受くべきと否とに因りて損害保險生命保險の別を生じ更に損害保險をば其の損害の原因たる危險の差異に基きて火災保險海上保險及運送保險の三種に區別せり

### 第一節 損害保險

○損害保險にありて保險金額が被保險物の實價を超へたるときは其の實價以上の部分は無効となるべき定



なり通例保険業者は實價の八掛位を以て保険金額の極度と定め保険契約を取結ぶもの多し

此く保険金額の實價より少き場合に若し災害の爲に被保険物の幾部に損害を生ずる事あらば保険業者は保険金額と實價との比例を以て損害の賠償をなすべし例へば四千圓の實價あるものを參千圓の保険に附し置き若し八分の損失即ち參千貳百圓の損失を生ずとも保険會社は貳千四百圓の賠償をなすが如し又保険金額の實價を超過せる部分は無効たるべき定なるを以て其の損害發生後に至りて保険金額が實價より多きものなることを發見したるときは保険業者は其の實價迄の金額を支拂ひ決して其の以上の支拂をなすに及ばざるものと知るべし

### 第一 火災保險

商法第三  
百八十六  
條第十一  
百九十一  
條

商法第四  
百十九條

○火災保險は保險會社が被保險人より保險料を受けて家屋、倉庫、其の他の建物、家具、商品等の火災の爲に失はるゝことあるときに補償せんとする契約なり

前日迄は宏壯なる家屋に住居し立派なる店舗にて數多の商品を取扱たる商人が一夜の火災にて丸焼となりて莫大の損失を蒙りたる事實は世間其の例に乏しからず若し此の人にして其の家屋并に商品を火災保險に附し置たらんには保險會社より相當の賠償を得て更に家屋店舗を建築し新に商品を買ひ入れて舊の如くに商業を營むことを得べしさて其の保險料とても餘り多額のものにあらざれば各人は其の財産を火災保險に付するを善とす火災保險會社は戦争其の他の變亂を除きては其の原因の如何を問はず苟も火災より起りたる損害なるときは總て此れを補償すべし

商法第三  
百九十五  
條同四五  
百四十二  
條



く又近傍に起りたる火災を消防せむが爲に或は避難せむとして  
被保険物に生じたる損害をも填補するを法とす

○家屋其の他の建物は之れを價額に見積り商品の如きは之を一括し價額を付して保險せしむるを普通とす此の價額を保險金額と曰ふ

例へば商品一式若くは諸道具一式此の價額何程として保險に托するを普通とす此の如くに被保険物に價額を付する所以は若し危險の生じたるときに全部喪失の場合ならば價額の全部を又一部分の損害ならば價額の一部を會社より支拂ふべきものなればなり又此の保險金額の多少に應じて保險料にも亦多少あるべければなり

○火災保險は期間を定めて保險をなし保險料を前拂に

して受くるものにて其の期間は普通一ケ年のもの多し

火災保險は期間を定めて保險をなす假令ば明治三十六年二月二十二日より同三十七年二月二十一日迄を以て期間とすれば萬一其の期間内に火災の生ずることあらば會社は賠償をなさざるべからず而して其の保險料も全期間分の前拂を受くるを通例とす然れども被保険人の都合により一年分の保險を數回に分割して支拂ふことを約するを得べし

保險料は豫め保險會社と被保人との協議を以て定むるものなり其の割合は建物の構造即石造、煉化造、木造、瓦葺、草葺等によりて異なれり又其の近傍に燃焼物、爆發物又は發火し易き物品の製造所其他火災を發する恐ある危險物の存在せる場合は其の保險料



も亦相當の増し掛けを要するものとす保險料の割合は保險金額の千分の六乃至十を以て通例と爲すものゝ如し

○火災保險の申込手續は保險會社に到りて其の建物の構造其の他の模様を申立て、保險金額及び保險料を約定し申込書の用紙に式の如く記入し調印の上保險料を添へて會社に差出し保險狀を受取るなり

火災保險の申込をなしたるときは保險會社は其の社員を派遣して實地に調査をなさしめて保險金額及び保險料を定むるものとす而して被保險人が之れを承諾したるときは署名捺印したる申込書を差出し保險証書を受けて茲に契約成立したるものとす若し後日に至りて危險の發生により損害を蒙りたるときは直に會社に通知をなし保險狀を差出して保險金の支拂を受くべし然れど

も自己の故意を以て火災其の他の危險を生せしめたるものなるときは保險會社は保險金の支拂をなさざるべし

### 火災保險申込書

號 締結 日 約 成 作 成 日 證 券 日 明 治 年 月 年 第 冊 明 治 冊 明 治 冊		保 險 ノ 目 的	保 險 ノ 目 的	保 險 ノ 目 的 ノ 所 在	保 險 ノ 目 的 ノ 所 在	保 險 ノ 目 的 ノ 所 有 主 住 所 氏 名
		水 造 瓦 葺 建 物	永 造 瓦 葺 建 物	京 都 市 靖 應 師 通 河 原 町 東 入 備 前 島 町 第 壹 番 地	京 都 市 靖 應 師 通 河 原 町 東 入 備 前 島 町 第 壹 番 地	前 同 所 中 村 一 次 郎
		第 一 二 階 家 壹 棟 六 拾 五 坪 此 時 價 金 九 千 圓 也	第 一 二 階 家 壹 棟 六 拾 五 坪 此 時 價 金 九 千 圓 也			
		第 二 倉 庫 壹 棟 拾 七 坪 五 合 此 時 價 金 壹 千 四 百 圓 也	第 二 倉 庫 壹 棟 拾 七 坪 五 合 此 時 價 金 壹 千 四 百 圓 也			
		第 三 二 階 家 壹 棟 六 拾 五 坪 此 時 價 金 九 千 圓 也	第 三 二 階 家 壹 棟 六 拾 五 坪 此 時 價 金 九 千 圓 也			
				金 六 千 圓 也		



率額  
年込  
料拂  
保費  
保額

保險ノ目的使用者ノ職業	薪炭石油及石炭販賣商
日常使用品ノ外貯蔵品ノ種類	前記營業品ヲ貯蔵ス
蒸汽機關、煙爐室、燗突、燈火用具ノ種類及構造	電火ニハ電燈ヲ使用シ又時ニ洋燈ヲ使用ス 爐臺ヲ貯、浴室臺ヲ貯、燗突一基アリ
隣家ノ構造、距離及危險ノ狀況	東ハ高瀬川ニ浴ヒ西及北隣ハ通常ノ民家ニシテ木造 瓦葺ナリ南隣ノ一部ハ湯屋ニシテ最ニ密接ス其ノ一 部ハ凡一間ノ小途ヲ隔テ、煉瓦造ノ電燈會社ナリ
所有主ト保險契約者ト別人ナルル其契約ナラス理由	
大日本火災保險株式會社又ハ他ノ會社ト保險契約ノ有無	保險契約無之
右ノ外火災危險ニ影響スル事柄若クハ其他ノ事柄	絨保險場所在ノ場所ハ市内熱鬧ノ地ニシテ近隣ニ各種ノ演劇場新理店宿屋等多シ

保險契約ノ期間

自明治卅六年二月二十一日午後四時  
至明治卅七年二月二十一日午後四時

右火災保險申込候也

住所

京都市下京區瑞穂通河原町東入  
備前島町第壹番地

明治三十六年二月二十一日

保險契約者

中村一次郎 印

大日本火災保險株式會社御中

○保險申込書に記載すべき事項殊に危險の發生に影響

する事柄に就いては被保險人は必誠實に申立べく又  
契約の取結び後と雖此等の事項が著しく變更し或は  
危險の度が増加したるときは被保險人は之れを保險

商法第三  
百九十八  
條第四  
百一十條



會社に通知するを要すべし

此等の事項たるや保險契約に重大の關係あるものにして保險會社に其を斟酌して保險料の割合を定め殊に之に據りて契約取結の意思をも決定する場合もなきにあらず然るに此等の事項は元來獨被保險人のみ之れを知り保險會社は之れを知らざるを通例とし漸く被保險人の申立に據りて之れを知るに過ぎず故に若被保險人が虚偽の申立を爲すか又は重要なる情況を告げざるときは後に至りて保險會社より契約を無効となし得ることを定められたるは至當なりと謂ふべし 其の契約を取結び後に危險が著しく變更し又は増加したるときも保險契約に大なる關係を及ぼすものなれば被保險人は必之れを通知すべきものなることを定められたり 以上の法則は火災保險のみならず總ての保險を通

して適用せらるべきものにして從來保險契約は最上の誠意を要すとはまさしく之れを曰へるものなり

第三〇八號



火災保險證券

保險契約者

中村一次郎殿

保險金 六千圓也

保險料金 六拾圓也

領收済

保險期間

自明治參拾六年正月拾壹日午後四時  
至明治參拾七年正月拾壹日午後四時

所在

京都市下京區堀塲通河原町東入備前島町第壹番地

所有者 保險契約者と同じ



保險ノ目的 水造瓦葺建物  
及其價額

第一 二階家壹棟拾六坪 此時價金叁千圓也

第二 倉庫壹棟拾七坪五合 此時價金壹千四百圓也

第三 二階家壹棟拾六坪 此時價金壹千貳百圓也

當會社ハ明治參拾六年貳月拾壹日前記保險ノ目的ノ所有者中村一太郎  
殿ト火災保險ノ契約締結致候ニ付當會社ハ本證券裏面ノ約款ニ基キ損害  
填補ノ責ニ任スルモノ也

會社印

大日本火災保險株式會社

取締役 火本 要 慎

明治參拾貳年貳月貳十一日

東京本店ニ於テ本証券ヲ作成ス

## 第二 海上保險

○船舶は海上にて暴風雨、破船、火災等の危難に遭ひて其の船艀并に積荷を失ふことあり

○船主并に荷主にして萬一の災難を慮りて其の船艀并に積荷を豫保險に附するときは假令難船して損失を蒙ることありとも保險會社は約定の保險金を船主并に荷主に支拂ひ以て其の損害を賠償すべし此の仕組を海上保險と曰ふ 船舶又は船積貨物を保險に附せむとせば先保險會社に到りて其の保險物の性質、價額、航路等を申立て、保險の申込をなし保險會社と引合をなして保險金額及保險料を定むるものとす 總ての約定整ひたるときは保險申込書の用紙を申受けて



式の如くに記入し記名調印の上會社に差出し此れと引換に保險證券を受取るべし

第 號 貨物保險申込書

保 險 貨 物	
肥後米二千俵 但一俵三斗五升入 數量七百石也 此價格金壹萬五千圓也	保險金額 金九千圓 保險料割合百圓二付 拾五錢 保險料金 拾參圓五拾錢 船船ノ種類并ニ船名 瀧船平安丸 出帆 參拾六年貳月廿七日 航路 自馬關至大阪 積換 寄港 尾ノ道、神戸 保險ノ種類 分損ノ擔保ヲ希望ス 船又ハ荷舟ノ危險 保險ヲ要セス 他ノ會社ニテ保險ノ有無 無之 損失金支拂場所 大阪
明治參拾六年貳月貳拾六日 日本海上保險株式會社御中	申込人 坂上壽助

第 號 船舶保險申込書

國籍并ニ船舶種類 船名 價額 船種 機關 船具 合計	保險金額 保險料割合 保險料 保險ノ種類 航路 自 至 期限 自明治 至明治 年年 損害金支拂場所 船名
明治 年 月 日 日本海上保險株式會社御中	申込人
摘要	



船主は其の船舶を、荷主は其の積荷を、保險に附し又船舶積荷合せて之を保險に附することを得べし。保險會社が負担する危険は暴風雨、破船、衝突、投荷、火災、破裂、等總て航海に關する事故に因りて發生したる悉皆の喪失及損害に及ぶものとす。而して此等海上の危険より生ずる損失に二種あり、全損及分損是れなり。全損とは被保險物の全部が滅失したる場合を曰ふ。即船舶ならば全く沈没するか或は損害の度甚しく最早修繕に堪へざるに至りたる場合又積荷ならば全滅か但は本來の用途を失ひたるが如き場合なり。分損は一に之れを海損と稱す。其は被保險物の一部分が損失を蒙りたるを曰ふ。此の分損の起る場合は通例多かるべきを以て保險會社が分損迄をも擔保するときは保險料高く全損のみの擔保に止むるときは保險料安きものなり。分損即海損に二種あり共

同海損共擔單獨海損特擔之れなり。共同海損とは航海中危難に遭ひたるときに船舶及積荷の危険を免れむ爲に船長の故意を以て船舶又は積荷に對しなしたる處分を曰ふ。例へば難船の際に船艙を軽くし進退を自由ならしめむ爲に積荷の一部を海中に投し或は帆檣其の池附屬品を切り棄てたる場合の如し。此等の損失は船主及各荷主等が共同して負擔すべきを法とす。單獨海損は共同海損に屬せざる總ての海損にして従ひて其の範圍は甚廣きものなり。例へば船艙積荷の一部の損失は勿論漏荷スレ擦荷スレ漏荷の爲に生じたる損害をも含むものなり。此等は船舶又は積荷の所有者が各自に其の損害を負擔すべき筈なり。以上船主并に荷主の蒙るべき海損の孰れに對しても保險會社は契約を以て保險を付するものなり。其の契約する保險の種類は保險申込書に之れを記入せしめ



保險証券にも掲げ置くを通例とせり  
 保險契約後被保險人が船舶の沈没其他損害の發生したることを知りたる時は直に之を保險會社に通知して保險金を請求すべし  
 船舶が最後の通信ありたる時より六ヶ月を経過するも未到着港に着せずして其の存否分明ならざる時は行方の知れざるものと  
 し沈没同様に看做し船艙及積荷の保險金全部の請求を爲すことを得べし

商法第六百七十四條

商法第六百七十二條

商法第六百五十九條

商法第六百六十條

船舶の保險にありては其の積荷又は底荷の積入れの始まりたる時より到着港にて荷卸の終りたる時迄の間に危險の發生したる時は保險會社は其の損害を賠償すべく又貨物の保險にありては積込の爲に陸地を離れたる時より保險會社の責任は始りたるものにして其の貨物が到着港に到着して安全に陸揚を終りたる時

きに會社の責任の終るべきものなれば若し其の間に危險の發生したるときは保險會社は之れを賠償せざるべからざるものとす

第三〇號 貨物保險証券

船	保險種類 全積并こ分積	
	航	自下之瀬 至大阪
物	路	寄航尾之瀨、神戸 積替無之
	解舟危險	擔保也ス
貨	保險金	九千圓也
	保險料割合	百圓ニ付金拾五錢
險	保險料金	拾五圓五拾錢
	保險料支拂方法	一時拂
保	損失金仕	拂場所 大阪
船	帝國汽船平安丸	
出帆	明治三十六年二月廿七日	
物	貳錢	
貨	印紙	
險	肥後米二千俵	
物	數量七百石也	
貨	價額金壹萬五百圓也	







本証券記載ノ保險料割合ニ應シ保險料ヲ徵收スヘシ若シ船舶ノ名稱未詳ナルカ又ハ他ノ船舶ニ分  
 載セルトキ若クハ他ノ船舶ニ積込メル時モ亦之ニ準ス  
 第十條 保險ノ申込ニ際シ金額未定又ハ際定メテ申込ニハ保險者保險契約者又ハ其代理人ハ確定ノ  
 金額ヲ知リタルトキハ直ニ金額ト相連セル通知スヘシ  
 第十一條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十二條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十三條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十四條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十五條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十六條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十七條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十八條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第十九條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十一條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十二條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十三條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十四條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十五條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十六條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十七條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十八條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第二十九條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ  
 第三十條 積掛及保險料ニヨリ保險額ト相連セル通知スヘシ

第 號 船舶保險證券

國籍并ニ船舶種類	保險金額
船名	保險料
價格	同割合
商業概要 第二編 第四章 海上保險	被保險者

第二十一條 特種分損不擔保ノ時ト雖モ共同海損ニ屬スル損害又ハ船舶ノ沈没、火災、坐礁、膠沙、  
 衝突ニ因リセル損害ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十二條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十三條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十四條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十五條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十六條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十七條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十八條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第二十九條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル  
 第三十條 共同海損ハ當會社ハ其損害規定ニ準據シテ精算セラル



船 機 船  
具 關 牀  
合 計

社 長	海 損 種 類	損 害 金 支 拂 場 所	航 路	期 限

右 船ノ被保險人ヨリ右 船ノ保險ト本會社ニ申込ミタルニヨリ雙方間ニ取結ブ約定左ノ如シ  
 一、右 船ハハ船ヲ改ムルモ妨ナシト雖モ必ズ本 船ニ限ルベシ  
 一、保險ノ船ハ船中ノ常ノ航行中ニ運立寄リ又ハ船泊スル時或ハ必要ノ飲料買入ノ爲メ或ハ救援救助ヲ受  
 一、右 船ノ期限中ハ航海ノ名港ハ入港又ハ船泊スル時得ベシ  
 一、右 船ノ期限中ハ航海ノ名港ハ入港又ハ船泊スル時得ベシ  
 一、本會社ノ填ルスベキ危險ハ風波、火災、衝突、座礁、船員ノ惡行、投荷其他都テ保險船船ヲ損害ス  
 一、本會社ノ填ルスベキ危險トス  
 一、本會社ハ被保險人ヨリ保險料ヲ領收シタル事ヲ證シ右船船ニ損害ヲ生ズルキハ被保險人又ハ其  
 一、相續人又ハ承取人ニ對シ本會社ノ資本ヲ限リ保險金額ニ應ジテ其損害ヲ補填スベシ

貳 錢  
印 紙

明治 年 月 日

殿

日本海上保險會社

### 第三 運送保險

○運送保險は陸上運送の貨物保險にして此れは運送中  
 貨物に生ずることあるべき損失の一切を保險會社よ  
 り補償せんとの損害保險なり

此れは車、馬、汽車、小舟等を以て運送する荷物の保險にして火災保  
 險海上保險と同しく損害保險の一種なり此の保險は其の保險せ  
 る荷物が到達地に安着せざる時は勿論運送人が荷物を受取たる  
 時より此れを荷受人に引渡終る迄の間に生ずる一切の損失を填  
 補する仕組なり其の保險契約手續等は海上保險中の貨物保險と  
 同一なりと知るべし

商法第四  
百二十三  
條以下

申込番號 運送保險申込書

証書番號



保險料金貳圓貳拾五錢 但割合百圓=付五錢

品名	數量	荷印	荷造	價格	保險金	發着地	運送ノ道 筋及運送 方法	保險期間	運送人 ハ運取 人ノ氏 名又ハ 商號	被保險者 住所氏名
◆印箱入油紙包	量目 九拾壹貫匁	生絲 拾個		金五千五圓也	金四千五百圓也	自京都至橫濱	東海道鐵道	自明治三十六年二月二十七日 至明治三十六年二月二十七日	內國通運會社	京都市姉小路通高倉西入 中井源右衛門

右運送保險申込候也  
明治三十六年貳月貳拾七日  
日本運送保險株式會社御中

保險申込人 中井源右衛門

貨物	數量	價格	發着地	運送ノ道 筋及運送 方法	保險期間	保險金	合保險料割
◆印箱入生絲	拾箇	金五千〇五圓也	自京都 至橫濱	東海道鐵道便	自明治三十六年貳月貳拾七日 至明治三十六年貳月貳拾七日	四千五百圓也	百圓ニ付五錢

第 號  
印 紙 貳 錢  
運送保險証券



保險料	金貳圓貳拾五錢
運送人ノ氏名又ハ商號	内國通運會社
保險金支拂場所	横濱

當會社ハ右貨物ニ對シ明治三十六年二月二十七日保險契約ヲ締結シタルコト確實也依テ同日京都ニ於テ此保險証券ヲ作成シ万一危險發生シタル場合ニハ本証券ニ記載ノ事項及裏面ノ各條項ニ從ヒ被保險者中井源右衛門殿若シハ其ノ指圖人ニ無相違損害ノ填補可致仍テ爲後日保險証券如件

明治三十六年貳月貳拾七日

社印

日本運送保險株式會社

支配人 金石 堅

中井源右衛門殿

第二節 生命保險

○生命保險とは保險契約者より年々定まりたる保險料を拂はせ置きて被保險人の死亡したる時に保險金を保險人保險會社より遺族保險金受取人に支拂ふ契約なり

家長の勞力によりて數多の妻子が今日を恙なく送り而かも家に一文の貯蓄なきものは世間其の例に乏しからず若し不幸にして主人の死亡するあらば其の家族は忽ち貧苦に陥りて衣食に困難すべし而して人生のはかなきことは如何に壯年屈強なる人に對しても明日の生命を保証せんことは實に覺束なし故に注意深き人は其の生命を保険に付して以て其の家族の爲に後來の備へをなすを普通とす 而して被保險人にして幸に長命なるときは多くの



保険料を保險會社に支拂ふべきを以て或は損失をなしたるが如くなれど其の保險料によりて不幸短命なる人の遺族は保險金を得て其の扶助を蒙るべきが故に亦慈善の一つとなる譯なり  
保險契約をなす人と被保險人とは同一の人なるを通例とすれども時には別異の人なることなきにあらず例令は妻の生命を保險に付するに當りて其の夫が保險を契約して保險料を支拂ふ場合の如し此の場合に夫を保險契約者と稱し妻を被保險人と曰ふ而して保險金請取人となり得べき者は被保險人の相続人又は親族なるか若くは被保險人自身ならざるべからざる定なり  
又生命保險は年々少額の保險料を支拂ひ置きて死亡の際に一時に多額の保險金を受くるものなるが故に恰貯金をなすと一様にして大に各人の貯蓄心を奨励することを得べし

◎生命保險には數多の種類あれども尋常終身保險は其の重なるものなり

生命保險の種類は尋常終身保險、定期保險、養老保險、病傷保險、年金保險等なり  
尋常終身保險と曰ふは被保險人の生存中は年々保險料を支拂ひて其の死亡の際に契約の保險金を遺族が受取る仕組なり

○毎年の保險料即保險掛け金は保險金額の多少并に被保險人の年齢の老少に由りて多少の差あり  
其の弱年者の掛け金は少くして年齢の加はるに従ひて次第に其の掛け金も亦増加するものとす

生命保險會社は其の國從來の死亡數の平均を明らかに人民の天壽



を察し各人の平均壽命を割出して保險料即保險掛金を算出したるものなり故に老年の人は弱年の人に比して後來生存する年限短きを以て従ひて毎年の掛け金を多くせざるべからず是れに反して弱年の人は永く生存する筈なるを以て毎年の掛金は少なければども其の掛金をなす度数多かるべし故に老人も年少者も結局は保險會社へは總計同一の掛金を支拂ふ割合となるべし

今其の詳細を知らんと欲せば生命保險會社の規則を求めて一覽すべし左に某生命保險株式會社の尋常終身掛金表を掲ぐべし同表に據れば年齢十五才の者は保險金壹百圓 = 付每一ヶ年壹圓五拾錢宛掛け込むべく以上年齢の加ふるに従ひ次第に其の掛金の高を増して年齢六十歳の者に至りては毎年七圓四拾錢宛掛け込まざるべからず故に生命保險は老年に至りて加入するよりも弱

年の頃に加出し置けば毎一年の掛け金は餘程少なくて済む勘定なり

生命保險は海上保險、火災保險の如く短き年月の間に終了を告ぐるものにはあらずして各被保人は年々掛け金をなし其の過半は少くとも三四十年の後に保險金を受取る都合となるべし故に生命保險に加入せむには最確實なる會社を擇まざるべからず苟も輕卒に加入して若し保險會社の中途に破産する様の事もあらば其の被保人は悲むべき損害を蒙るに至るべければなり

生命保險尋常終身掛金表 (保險金百圓ニ付)

年齢	年掛	半年掛	三ヶ月掛	月掛	年齢	年掛	半年掛	三ヶ月掛	月掛
五	五〇〇	二五〇	一六六	一三	八	二、九〇〇	一、四五〇	一、〇〇〇	八三
六	五〇〇	二五〇	一六六	一三	九	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	八三
七	五〇〇	二五〇	一六六	一三	一〇	三、一〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	八三
八	五〇〇	二五〇	一六六	一三	一〇	三、二〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	八三
九	五〇〇	二五〇	一六六	一三	一〇	三、三〇〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	八三
一〇	五〇〇	二五〇	一六六	一三	一〇	三、四〇〇	一、九〇〇	一、〇〇〇	八三







金の受取人は其の被保人の妻子なりとす

○被保人死亡したるときは其の旨を直に保険会社に報告し會社より死亡證書用紙を申受けて是れに必要な箇條を記入し醫師及保険金受取人并に證人記名調印し尙市町村役場の證明ある戸籍簿の寫及死亡届書の寫を添へて會社に差出すべし

會社は其の死亡の原因を調査して後保険證書と引換へに保険金を支拂ふものとす

生命保険は被保人の自殺、死刑又は決闘其の他保険金を得む爲になしたる毒殺、謀殺、故殺なるときは保険金を渡さるに付會社は死亡の原因を調査して不審なき時始めて保険金を支拂ふものなり

法第四  
三十一  
條

生命保険申込證書

所管店	紹介人	受理者	主査	再査
第一	被保険者ノ氏名ハ龜山萬平			
第二	被保険者ノ族籍ハ平民職業ハ金銭貸付業			
第三	被保険者ノ所在地ハ大阪市東區今橋二丁目十四番屋敷寄留			
第四	被保険者ノ在籍地ハ東京市麹町區飯田町二丁目五十番地			
第五	被保険者ハ慶應貳年六月十四日江戸麹町舊雷町屋敷ニ生ル當月滿拾年九ヶ月			
第六	保険ノ種類ハ尋常終身			
第七	保険ノ金額ハ金壹千圓			
第八	保険掛金ノ拂方ハ毎壹年金貳拾參圓四拾錢			
第九	保険金ノ受取人ハ被保人ノ長男龜山萬太郎			
第十	被保険者飲酒ノ程度ハ毎夕獨酌凡ニ合對酌ノ時ハ七八合ノ量アリ			
第十一	被保険者ハ曾テ生命保険ハ山城生命保険株式會社ニ托シ明治廿五年五月五十歳受取 養老金五百圓ノ契約ヲ結ビ第七九歳老後險並書ヲ所持ス			
第十二	被保險者母方ノ祖父ハ六十五歳ニシテ拾年前死亡老衰同祖母ハ年給七十三歳ニシテ 今尙ホ健全			
第十三	被保險者ノ實父ハ慶應三年京都ニテ戰死同實母ハ年給五十五歳ニシテ健康			
第十四	被保險者ノ實兄弟及姉妹ハ實兄ハ年給廿三歳ニシテ健康實姉ハ廿八年前 天死ス實妹ハ年給廿一歳ニシテ頗ル健全ナリ			
第十五	被保險者ノ實子孫ハ實子ハ女壹人年給五歳男一人年給三歳ニシテ共ニ健全			

契約日 治 年 月 日  
No  
保書